
年 次 報 告

あきたの男女共同参画

令和5年12月

秋 田 県

はじめに

令和4年度は、秋田県男女共同参画推進条例の施行から20年が経過した節目に当たる年でした。この間、累次の男女共同参画推進計画に基づき、県の各部局間のもとより、市町村、企業、各種団体や県民との連携を図りながら各種施策を多角的に実施してまいりました。その結果、一定の成果とともに、特に近年では、企業の持続的経営を視野に入れた女性が働きやすい職場づくりなどが進展してきています。

しかし、男女間の賃金格差や、地域における意思決定過程への女性の参画機会の低迷など課題は多く、県民の固定的な性別役割意識の解消のようにある程度の時間を要するものも残されています。

令和5年政府決定の「女性版骨太の方針2023」では、前年に引き続き我が国の男女共同参画の国際的な立ち遅れと構造的な課題の存在を指摘し、従来よりも踏み込んだ施策を講じることが不可欠として強い危機感を示しています。その上で、令和の時代にふさわしい、男女ともに希望に応じてキャリア形成ができる社会の実現へと力強く舵を切るとの決意を表し、官民一体による女性の活躍と経済成長の好循環の実現、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化を図ることとしています。

本県においても、国の取組と協調しながら、各産業の特性に合わせた施策や、地域社会における女性人材の養成などをより一層重点的に進めていく必要があります。

7月に理事に就任以来、女性の活躍を推進するためには、女性自身が意識を変えることに加え、職場や地域、家庭などの理解を深めることが重要であるとの思いから、従来の取組に加え、各地域の女性と対話を積極的に行う機会を設け、女性の意識改革やジェンダーギャップの解消を進めていきたいと考えております。

また、今後、女性活躍をより一層前進させていくために、県民一人一人が「今、何が求められているか」ということを「自分ごと」として捉えられるように、私自身もあらゆる場面でその重要性を呼びかけてまいります。

本書は、秋田県男女共同参画推進条例に基づく年次報告として、令和4年度における男女共同参画の推進の状況及び県が講じた施策をとりまとめたものです。県民の皆様幅広く参照され、本県の男女共同参画の現状や取組についての理解を深める契機となるとともに、日頃からの取組の中で活用いただければ幸いです。

令和5年12月

秋田県理事 丹 治 純 子

本書は、秋田県男女共同参画推進条例（平成14年秋田県条例第18号）第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況を明らかにするために作成したものです。

本書では、令和4年度の関連事業の実施状況等を写真等で紹介しています。

掲載ページ	事業名・概要	実施時期
3	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業 ～啓発用パンフレットの作成	3月
5	あきた女性の活躍推進会議の開催	10月
8	秋田県女性の活躍推進企業表彰 あきた子育て応援企業表彰	9月
14	男女共同参画推進月間における取組（男女共同参画推進事業） ハーモニーフェスタ2022の開催	6月
16	男女共同参画社会づくり表彰	6月
24	あきたパートナーシップ宣誓証明制度の導入	4月
29	女性の活躍推進プロジェクト：「ラウンドテーブル」の開催	5月～2月
32	男女共同参画関連リソースの活用促進事業 ～あきたの男女共同参画連携会議の開催	10月
	若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業 ～2022地方創生フォーラムin秋田の開催	11月
46	若年女性の秋田暮らしサポート事業	5月～3月
	あきたのリーダー理解促進事業 ～「あきたのリーダー」シンポジウムの開催	9月
69	メディアによる情報発信事業	9月～3月
72	男女共同参画関連リソースの活用促進事業 ～秋田県女性人材データベースの公開	9月

目 次

I 第5次秋田県男女共同参画推進計画の推進状況

第5次秋田県男女共同参画推進計画の体系	2
第5次秋田県男女共同参画推進計画の指標	4

◆推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進

施策の方向(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	
①企業等における女性の活躍推進や両立支援に向けた取組の促進	6
②女性が活躍する業種・職種の拡大	7
③企業等における女性の登用促進	9
④男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり	10
⑤新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現	11
施策の方向(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	
①女性のキャリア形成や再就職に向けた支援の強化	12
②女性の起業に対する支援	13
③若年女性の県内定着の促進	13
④男性の家事・育児・介護等への参画促進	14
施策の方向(3) 地域社会における女性の参画拡大	
①地域で活躍する人材の養成	15
②地域づくり活動への参画拡大	15
③国際的視野を持った人材の育成	16

◆推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

施策の方向(1) 性暴力やハラスメント等の根絶	
①性犯罪・性暴力への対策の推進	17
②DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の充実	18
③ハラスメントの根絶	19
施策の方向(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	
①発達の段階に応じた健康教育の充実	20
②生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進	20
③母性保護と母子保健に関する施策の充実	21
④高齢者の自立生活と介護予防の推進	21
施策の方向(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	
①ひとり親家庭等への支援	22
②子ども・若者の自立に向けた力を高める取組の推進	22

◆推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

施策の方向(1) 人権の尊重と理解促進	
①固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動の推進	23
②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実	24
施策の方向(2) 行政分野等における率先した取組の推進	
①政治や行政分野における女性の参画拡大	25
②県及び市町村の委員会・審議会等への女性の参画拡大	27
③行政分野における男性の育児休業取得の促進	29
施策の方向(3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化	
①地域における女性活躍・両立支援の意識啓発の推進	30
②情報発信と地域ネットワークの機能強化	31

II 市町村及び男女共同参画センターの状況

◆ 1 市町村の状況

(1) 市町村の男女共同参画推進体制について	34
①男女共同参画に関する条例の制定状況	35
②男女共同参画計画、女性活躍推進に関する計画の策定状況	35
③審議会等への女性委員の登用目標の設定状況	36
④男女共同参画に関する宣言の状況	36
⑤所管課の明確化の状況	37
⑥庁内連絡会議、諮問機関・懇談会等の設置状況	37
⑦男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況	38
(2) 市町村の男女共同参画の推進状況について	40
①市町村の審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	40
②市町村議会の議員に占める女性の割合	41
③市町村職員の管理職に占める女性の割合	42
④市町村職員の採用者に占める女性の割合	43
⑤法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合	44

◆ 2 男女共同参画センターの状況

(1) 設置の目的	45
(2) 各センターの概要	45

III 資料

(1) 秋田県男女共同参画推進条例	48
(2) 秋田県男女共同参画審議会	53
①秋田県男女共同参画審議会委員名簿	53
②審議会の開催状況	53
(3) 苦情処理について	54
①男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けた場合	54
②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に苦情がある場合	54
(4) 秋田県の労働力の状況	56
(5) 少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化	57
①秋田県の人口の推移	57
②秋田県の人口動態の状況	58
(6) 男女共同参画社会に関する県民の意識（秋田県男女の意識と生活実態調査から）	59
(7) 男女共同参画年表	60
(8) 「第5次秋田県男女共同参画推進計画」における数値目標及び実績値の推移	64
(9) 用語解説	65
(10) DV相談窓口	70
(11) 秋田県・市町村の男女共同参画担当連絡先	71

I 第5次秋田県男女共同参画推進計画 の進捗状況

第5次秋田県男女共同参画推進計画の体系

■計画の目標

○基本目標

「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」

○推進の柱

- ①あらゆる分野における女性の活躍推進
- ②健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

■計画の体系



■計画の性格と期間

(1) 計画の性格

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による「県男女共同参画計画」及び秋田県男女共同参画推進条例第7条第1項の規定による「基本計画」とともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第1項の規定による「県女性活躍推進計画」を一体的に策定したものであり、県が行う男女共同参画と女性活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものです。

(2) 計画の期間

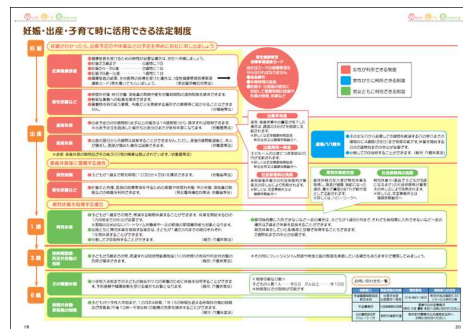
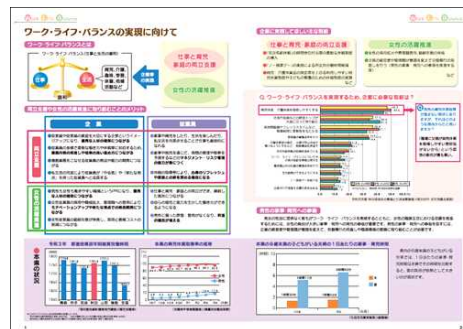
令和3年度から7年度までの5年間

注：次の法律については、以下次の略称で表記します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 → 女性活躍推進法
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号） → 次世代法

事業紹介

○若年女性に魅力ある職場づくり促進事業 ～啓発用パンフレットの作成



(令和5年3月発行)

第5次秋田県男女共同参画推進計画の指標

計画では、基本目標の達成に向け、3つの推進の柱の下に36の指標を設定し、施策の進行を管理しています。

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進						
施策の方向	No.	指標	単位	R7目標値	令和4年度	
					実績値	達成率
(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	1	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業)	社	500	374	74.8%
	2	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業)	社	750	620	82.7%
	3	建設業における女性労働者の割合	%	18.0	19.3	107.2%
	4	家族経営協定締結数	戸	943	835	88.5%
	5	女性の農業者認定者数	人	247	240	97.2%
	6	県内民間事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	%	23.0	21.1	91.7%
	7	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	16.0	17.9	111.9%
(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	8	キャリア形成支援による女性の再就職者数	人	420	389	92.6%
	9	保育所等の待機児童数(翌年度4月1日現在)	人	0	3	-
	10	放課後児童クラブ待機児童数(翌年度5月1日現在)	人	0 (R3)	57	-
	11	支援を通じて定着した若年女性の数(累計)	人	1,100	492	44.7%
	12	積極的に育児をしている父親の割合	%	80.0	70.3	87.9%
(3) 地域社会における女性の参画拡大	13	女性の消防団員数	人	465	467	100.4%
	14	自治会長における女性の割合	%	5.9	2.8	47.5%

※No.1「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)」の()内の対象企業の範囲及び目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、R4.12.5付けで変更している。
 ※No.2「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)」、No.6「県内民間事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合」及びNo.7「県内民間事業所における男性の育児休業取得率」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、R4.12.5付けで変更している。
 ※No.10「放課後児童クラブ待機児童数(翌年度5月1日現在)」の実績値は、令和3年度の数値を掲載している。令和4年度実績値は、令和5年12月下旬に判明する予定である。

推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現						
施策の方向	No.	指標	単位	R7目標値	令和4年度	
					実績値	達成率
(1) 性暴力やハラスメント等の根絶	15	DV予防教育の実施高校数	校	34	24	70.6%
	16	ハラスメントの相談体制を整備した事業所の割合	%	参考値	66.6	-
(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	17	乳がん検診受診率	%	50.0 (R3)	14.1 (R3)	28.2%
	18	子宮頸がん検診受診率	%	50.0 (R3)	12.1 (R3)	24.2%
	19	秋田県版健康経営優良法人の認定数	法人	100	139	139.0%
	20	こころとからだの相談室相談者数	人	243	284	116.9%
(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	21	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	20.6	22.5	109.2%
	22	若者の自立支援を通じた進路決定者数(累計)	人	500	195	39.0%

※No.16「ハラスメントの相談体制を整備した事業所の割合」は、目標値を設定しないで、実績値の推移により施策の進行を管理する。
 ※No.17「乳がん検診受診率」及びNo.18「子宮頸がん検診受診率」の実績値及び達成率は、令和3年度の数値を掲載している。令和4年度の各実績値は、令和6年3月に判明する予定である。
 ※No.19「秋田県版健康経営優良法人の認定数」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、R4.12.5付けで変更している。

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化						
施策の方向	No.	指標	単位	R7目標値	令和4年度	
					実績値	達成率
(1) 人権の尊重と理解促進	23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	68.0	67.5	99.3%
	24	男女共同参画意識を高める副読本の活用率	%	85.0	78.8	92.7%
	25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	93.6	92.7	99.0%
	26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	71.3	68.9	96.6%
(2) 行政分野等における率先した取組の推進	27	県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	15.0	9.7	64.7%
	28	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	20.0	100.0%
	29	市町村職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	20.0	18.8	94.0%
	30	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	32.8	82.0%
	31	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	24.8	82.7%
	32	女性の農業委員割合	%	20.0	13.8	69.0%
	33	県職員の男性育児休業取得率	%	10.0	76.4	764.0%
	34	公立学校等の男性育児休業取得率	%	13.0	14.1	108.5%
	35	市町村職員の男性育児休業取得率	%	10.0	32.7	327.0%
(3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化	36	男女共同参画センターの利用者の数	人	80,000	57,510	71.9%

※No.23 「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、R4.12.5付けで変更している。

※No.27 「県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合」は、知事部局等(知事部局、公営企業、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局)の職員を対象とする。

※No.30 「県の委員会・審議会等への女性委員の参画率」は、R3実績から、基準日を翌年度4月1日、職指定委員を含む、に変更している。

事業紹介

○あきた女性の活躍推進会議の開催



(令和4年10月26日)

推進の柱 1 あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本県の活力を維持・向上していくためには、経済活動や地域活動など社会のあらゆる分野において、女性の活躍を推進していくことが重要です。

このため、企業等における女性の登用促進や新たな働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進めます。

また、きめ細かなサポートや魅力ある職場づくりによる若年女性の県内への定着の促進や、男性の家事・育児・介護等への参画促進など、女性一人ひとりが活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、地域で活躍する人材の養成や地域活動への支援など、地域社会における女性の参画拡大に取り組みます。

施策の方向（1） 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進

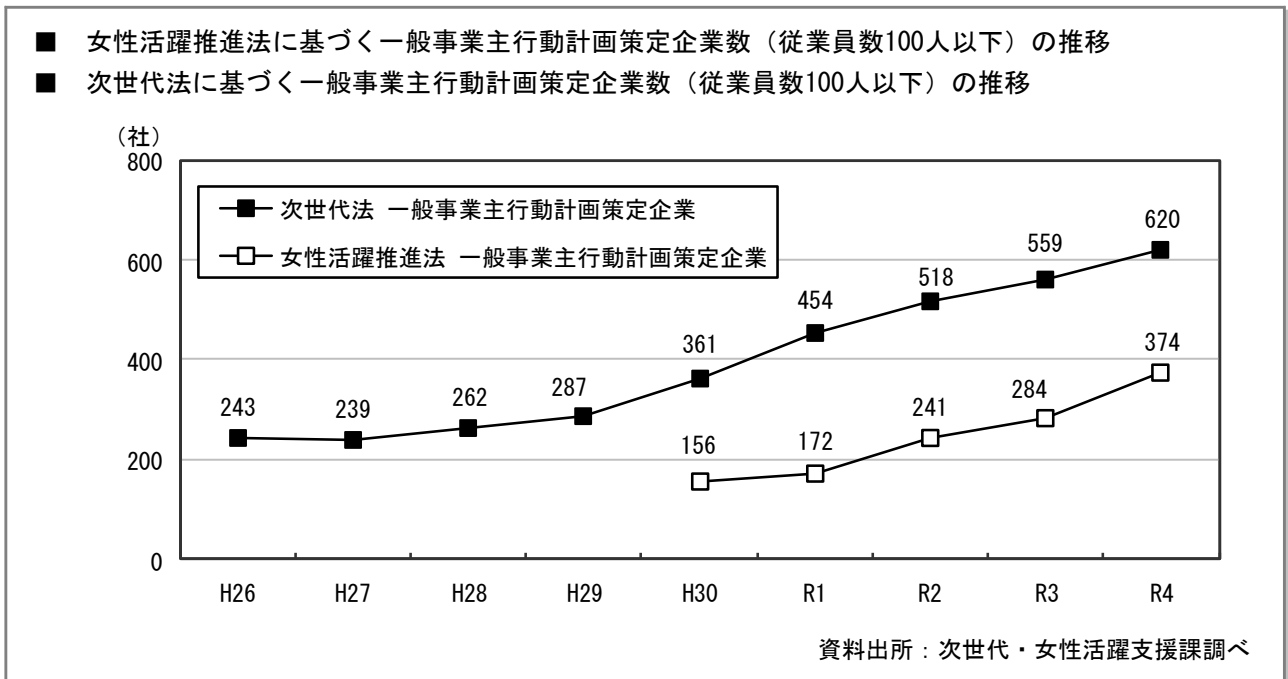
①企業等における女性の活躍推進や両立支援に向けた取組の促進

経済団体や労働団体、行政等が一体となり設置した「あきた女性の活躍推進会議」において、女性活躍の推進に向けた気運の醸成を図るとともに、その環境づくりに取り組みます。

また、女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定など、企業等における女性活躍と両立支援の取組が促進されるよう、経済団体等と連携しながら法制度や優良事例等を普及啓発するとともに、専門家派遣による指導・助言などの支援を引き続き実施します。

さらに、一般事業主行動計画を策定した企業等の取組が継続して実施され、より質の高い魅力ある職場づくりが促進されるよう、取組の実施状況の点検・評価やその結果に基づく実効性のある対策など、一般事業主行動計画の次期計画の策定に向けた指導・助言等の支援を強化します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
1	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業)	社	500	374	74.8%
2	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業)	社	750	620	82.7%



関連事業

- ◎ 若年女性の秋田暮らしサポート事業、若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業、若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業、官民一体による女性の意識改革推進事業、メディアによる情報発信事業、あきたのリーダー理解促進事業、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度、あきた女性の活躍推進会議等の開催、秋田県女性の活躍推進企業表彰、あきた子育て応援企業表彰〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 病院内保育所支援事業、県内女性医師等支援事業〔医務薬事課医療人材対策室〕
- ◎ 多様な働き方ができる職場づくり促進事業〔雇用労働政策課〕

注：関連事業は、令和4年度に県が実施した事業を掲載しています。また、〔 〕内の事業所管課等は、同年度の組織名称を記載しています。

②女性が活躍する業種・職種の拡大

本県の基幹産業である農業分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足が深刻であるため、女性農業士の育成などにより、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援するほか、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用を促進します。

また、建設分野においては、男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、建設現場で活躍している女性の事例等を紹介するなど、女性の参画を促進します。

さらに、女性に魅力ある業種・職種のニーズを把握しながら、経済団体等と連携し、女性の雇用が少ない様々な業種における優良な取組等を紹介するなど、普及啓発を進めます。

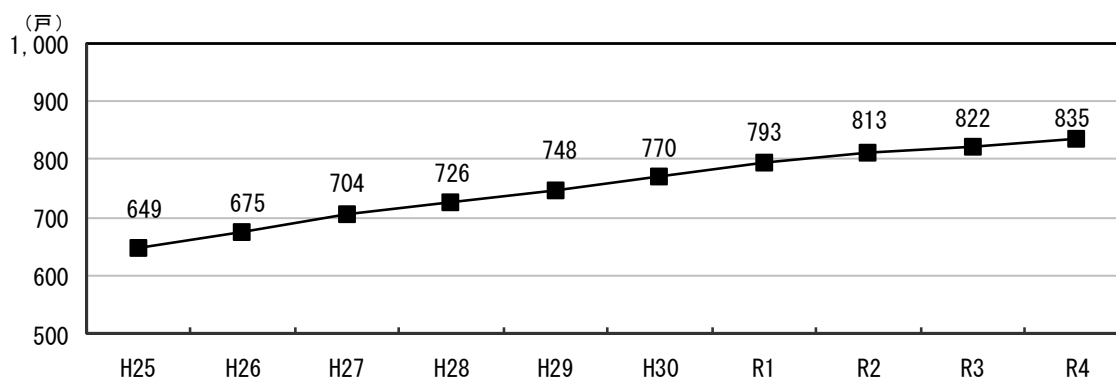
No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
3	建設業における女性労働者の割合	%	18.0	19.3	107.2%

資料出所：県建設政策課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
4	家族経営協定締結数	戸	943	835	88.5%

■ 家族経営協定締結数の推移

令和4年度までに家族経営協定を締結した農家数は835戸となり、前年度から13戸増加しています。



注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人一人の役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合い、合意のもと文書により取り決めるものです。

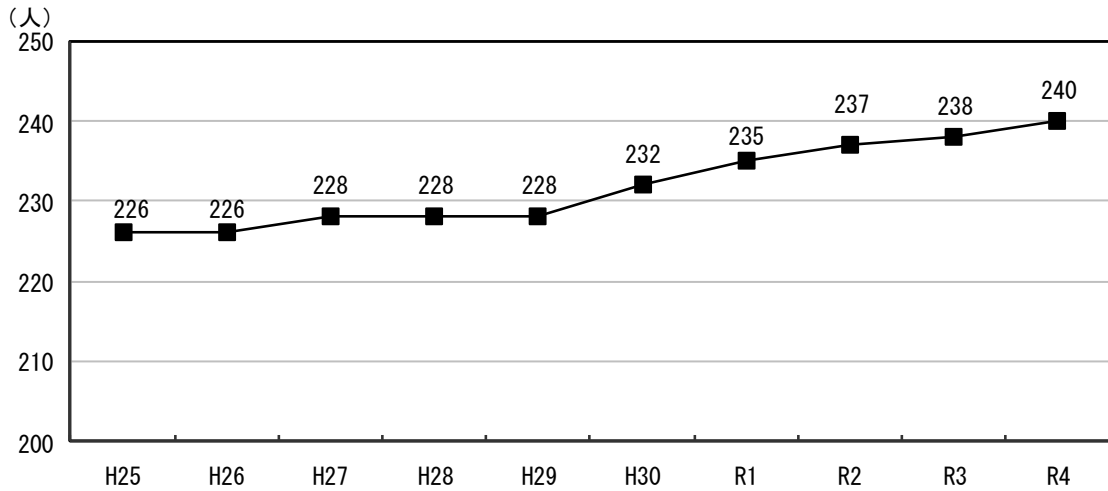
資料出所：県農林政策課調べ

● 推進の柱 1 ●

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
5	女性の農業士認定者数	人	247	240	97.2%

■ 女性農業士認定者数の推移

令和4年度までに女性農業士の認定者数は240人となり、前年度から2人増加しています。



注：女性農業士とは、農業経営における女性の能力発揮と働きやすく住みやすい地域づくりの実践により、農業・農村の振興に貢献できる農業者のことです。

資料出所：県農林政策課調べ

関連事業

- ◎ 若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業、メディアによる情報発信事業、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度（以上再掲）、男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 農業士育成事業（青少年育成普及事業）〔農林政策課〕
- ◎ 次世代あきたアグリヴィーナス応援事業〔農業経済課〕
- ◎ 建設産業魅力発信事業（「けんせつ女子」魅力発信事業）〔建設政策課〕

事業紹介

○秋田県女性の活躍推進企業表彰



○あきた子育て応援企業表彰



(令和4年9月5日実施)

③企業等における女性の登用促進

女性が企業等の責任ある地位で活躍することは、多様な視点によるイノベーションを促進し、企業等の持続的な成長にもつながるものであり、このためには、企業経営者や管理職をはじめ全ての労働者の意識を変えることが重要であることから、女性の登用促進に向けた積極的な意識啓発を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性の登用を積極的に進めている企業等に対し、公共調達における加点評価など優先的な受注機会を拡充することにより、企業等における女性の登用を促進します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
6	県内民間事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	%	23.0	21.1	91.7%

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

■ 県内民間事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合

令和4年度の調査における県内民間事業所の管理職に占める女性の割合は、21.1%となっています。

■ 県内全労働者に占める女性の管理職の割合

同調査における全労働者中の女性の管理職の割合は、前年度と同率の3.4%でした。企業規模別では労働者数の少ない企業での割合が高く、産業分類別では「宿泊、飲食業」での割合が最も高く、次いで「卸売、小売業」、「情報通信業」の順となっています。

（単位：％）

区 分	全労働者数	うち女性管理職				
		計	役 員	部長相当職	課長相当職	
調 査 計	100.0	3.4	1.5	0.5	1.4	
企業規模	5～29人	100.0	5.4	3.6	0.6	1.2
	30～99人	100.0	3.2	1.3	0.5	1.4
	100～299人	100.0	3.0	0.5	0.6	1.9
	300～499人	100.0	1.3	0.1	0.3	0.9
	500人以上	100.0	1.7	0.1	0.2	1.4
産業分類	建設業	100.0	3.4	2.4	0.3	0.7
	製造業	100.0	1.3	0.5	0.1	0.7
	情報通信業	100.0	3.5	1.7	0.3	1.5
	運輸、郵便業	100.0	1.1	0.8	0.0	0.3
	卸売、小売業	100.0	4.4	2.0	0.4	2.0
	金融、保険業	100.0	2.2	0.0	0.1	2.1
	宿泊、飲食業	100.0	8.9	5.9	0.9	2.1
サービス業	100.0	2.9	1.2	0.3	1.4	

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

関連事業

- ◎ 若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業、若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業、官民一体による女性の意識改革推進事業、メディアによる情報発信事業、あきたのリーダー理解促進事業、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度（以上再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 入札参加資格登録業者への加点制度（男女共同参画職場づくり事業）〔次世代・女性活躍支援課、建設政策課、総務事務センター〕

④ 男性の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり

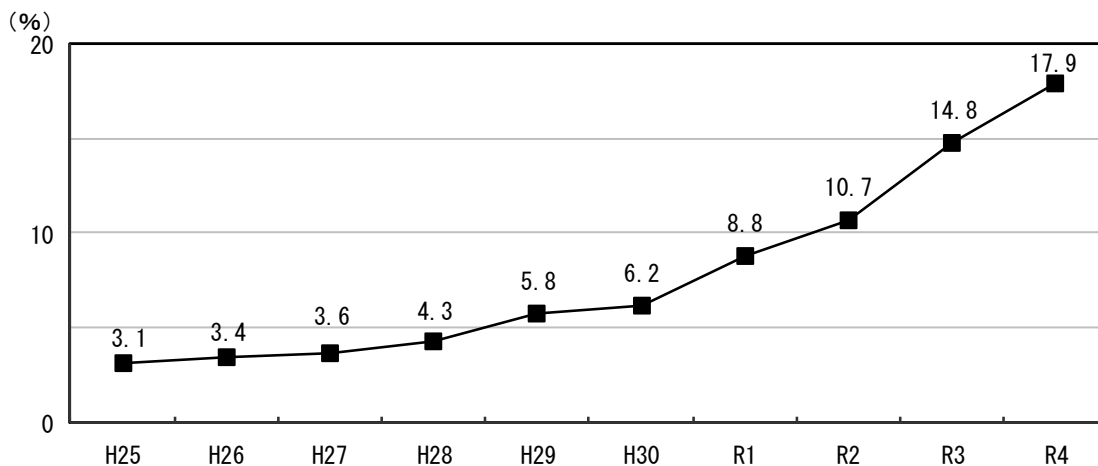
育児や介護等の家庭生活の多くを女性が担っており、女性活躍を困難にしていることから、女性の登用促進と同様に、全ての労働者に対し、男性の職業生活と家庭生活の両立に向けた積極的な意識啓発を図ります。

また、企業等における育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりが促進されるよう、経済団体等と連携しながら、国の支援制度の周知を図るほか、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む企業等を支援します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
7	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	16.0	17.9	111.9%

■ 県内民間事業所における男性の育児休業取得率の推移

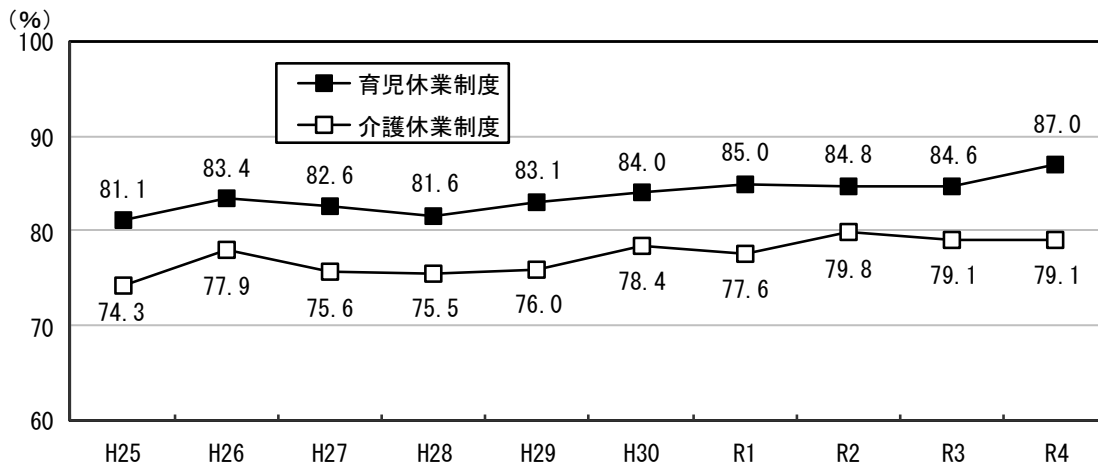
令和4年度の調査では、県内民間事業所における男性の育児休業取得率は17.9%となり、前年度から3.1ポイント上昇しています。



資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

■ 育児休業・介護休業制度の規定の整備状況

令和4年度の調査では、県内民間事業所において、育児休業制度を規定している事業所の割合は87.0%、介護休業制度を規定している事業所の割合は79.1%となっています。

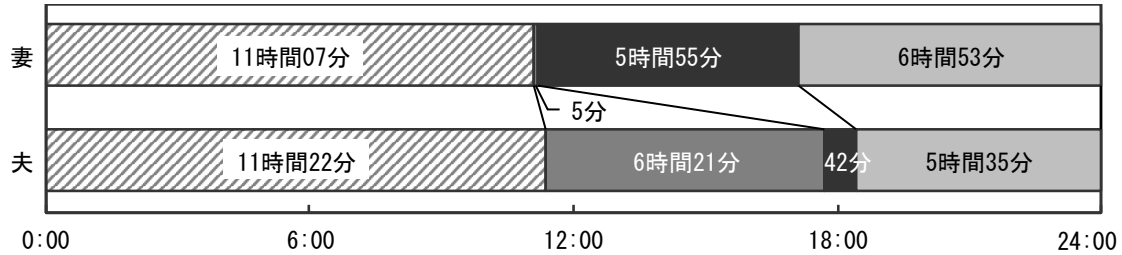


資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

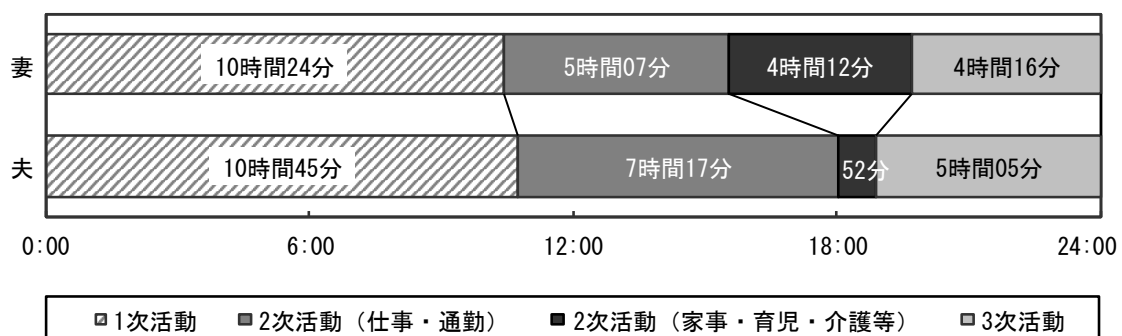
■ 本県の夫婦の生活時間

令和3年の調査における本県の夫婦の生活時間を見ると、片働き世帯はもちろん、共働き世帯においても、家事は妻が行うという性別役割分担の実態が見られます。

● 夫が有業で妻が無業の世帯



● 共働き世帯



注：「1次活動」とは睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とはこれら以外の各人が自由に使える時間における活動をいいます。

資料出所：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

関連事業

- ◎ 若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、メディアによる情報発信事業、あきたのリーダー理解促進事業（以上再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕

⑤ 新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現

男女ともに職業生活と家庭生活を両立し、ワーク・ライフ・バランスが実感できるよう、働き方改革による長時間労働の削減はもとより、新たな働き方のリモートワークやフレックスタイム制度、短時間勤務制度の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けて経済団体等と連携しながら、企業等における取組を促進します。

関連事業

- ◎ 若年女性の秋田暮らしサポート事業、若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業、メディアによる情報発信事業、あきたのリーダー理解促進事業、あきた女性の活躍推進会議等の開催（以上再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 在宅勤務実証実験の実施〔人事課、デジタル政策推進課〕
- ◎ 多様な働き方ができる職場づくり促進事業（再掲）〔雇用労働政策課〕

施策の方向（２） 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

①女性のキャリア形成や再就職に向けた支援の強化

女性の新規就業を促進するため、結婚や出産等で離職するなどして、現在積極的な就職活動を行っていない女性を対象に、就業に対しての意識啓発や支援を行うとともに、受入企業に対する意識啓発等を行います。

また、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、保育士や放課後児童クラブ支援員等の新規人材の確保や保育者が働き続けられる職場環境整備を行うとともに、保育ニーズに対応した市町村の施設整備の支援を引き続き実施し、保育の受け皿を充実させ、待機児童の解消を図ります。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
8	キャリア形成支援による女性の再就職者数	人	420	389	92.6%

資料出所：県雇用労働政策課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
9	保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	0	3	—

資料出所：県教育庁幼保推進課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R3実績値	達成率
10	放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	0	57	—

※R3実績値を掲載。R4実績値は、R5年12月下旬判明予定。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 官民一体による女性の意識改革推進事業（再掲）、次代の女性リーダー応援事業、子ども・子育て支援人材育成事業、児童館活動の活性化、子ども会活動の推進、子どもの居場所づくり推進事業、あふれちゃんのえほんばこ推進事業、すこやか子育て支援事業、子育て支援団体の地域ネットワークづくり支援事業、秋田の子育てイメージ醸成事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 子ども家庭相談電話事業、家庭児童相談室の充実〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ あきた医師総合支援センター運営事業〔医務薬事課医療人材対策室〕
- ◎ キャリア応援事業、就業能力向上支援事業、勤労者等生活安定支援資金、女性の新規就業支援事業、公共職業能力開発施設における介護に関する職業訓練、労働条件に関する情報提供〔雇用労働政策課〕
- ◎ 子どものための教育・保育給付支援事業、地域子ども・子育て支援事業、私立幼稚園運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）〔教育庁幼保推進課〕

②女性の起業に対する支援

起業の促進は、経済活性化と新たな雇用を生み出す非常に重要なものであり、県内で起業しやすい環境づくりを進め、起業家を育成する必要があります。

このため、女性があらゆる産業分野で意欲的に起業し、その経営が継続できるよう、潜在的起業家層への情報や交流機会の提供とともに、確実に起業に結びつけるための伴走支援など、起業支援機関との連携による支援を行います。

関連事業

- ◎ 男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営（再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 次世代あきたアグリヴィーナス応援事業（再掲）〔農業経済課〕
- ◎ 創業支援資金女性・若者支援枠〔産業政策課〕
- ◎ あきた起業促進事業、あきた創業スタートアップ支援事業〔商業貿易課〕

③若年女性の県内定着の促進

本県の人口の社会減においては、依然として若年層の進学や就職を機とした県外転出が多く続いており、特に若年女性の転出は男性に比べて多くなっています。

このため、若年女性に向けた情報発信の充実や魅力ある職場づくりなどによる県内定着を促進します。

また、若年女性等の早期離職防止を図るため、企業経営者を対象に、若年女性等の育成や就労意欲を高めるためのノウハウ、好事例等を提供するセミナーを開催するなど、職場環境の改善に向けた支援を行います。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
11	支援を通じて定着した若年女性の数（累計）	人	1,100	492	44.7%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 若年女性の秋田暮らしサポート事業、若年女性に魅力ある職場づくり促進事業、若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業、若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業、あきたのリーダー理解促進事業、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度、あきた女性の活躍推進会議等の開催（以上再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ あきた女子活応援サポート事業、若者への「秋田で働くことの良さ」発信事業〔移住・定住促進課〕
- ◎ 女性の新規就業支援事業（再掲）〔雇用労働政策課〕

④男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画の促進は、これらの多くを女性が担っている実態を踏まえ、女性活躍を推進する上で解決しなければならない重要な課題です。

このため、共働きで子育てをしている夫婦や、男性が子育てに熱心な家庭のほか、ロールモデルとなるような夫婦・家族の姿などに関する情報を積極的に発信します。

また、こうした意識を育むために、出産前から夫婦で産後の環境の変化や子育てへの考えを共有し、親になった喜びを感じることができるよう、乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座を開催し、父親の育児参画を促進するとともに、子育て家庭を孤立させないよう支えていく地域づくりを進める上でも、父親同士のネットワークづくりを支援します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
12	積極的に育児をしている父親の割合	%	80.0	70.3	87.9%

資料出所：県保健・疾病対策課調べ

関連事業

- ◎ あきたのリーダー理解促進事業（再掲）、男女共同参画センター管理運営事業（学習・研修機会の提供に関する業務）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ プレパパスクール推進事業〔保健・疾病対策課〕

事業紹介

○男女共同参画推進月間における取組（男女共同参画推進事業）
ハーモニーフェスタ2022の開催

北部会場



南部会場



(令和4年6月26日)

施策の方向（3） 地域社会における女性の参画拡大

①地域で活躍する人材の養成

地域において男女共同参画推進の中心的役割を担うあきたF・F推進員の資質向上を図りながら、市町村との連携による活動の促進を図るとともに、自治会活動や消防団活動など地域活動の中心となって活躍できる女性リーダーを育成するために、市町村と協働し、女性を対象とした研修の実施や普及啓発などの取組を推進します。

No.	指 標	単 位	R7目標値	R4実績値	達成率
13	女性の消防団員数	人	465	467	100.4%

資料出所：県総合防災課調べ

No.	指 標	単 位	R7目標値	R4実績値	達成率
14	自治会長における女性の割合	%	5.9	2.8	47.5%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 次代の女性リーダー応援事業（再掲）、地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用（男女共同参画推進事業）、あきたの男女共同参画連携会議の開催と女性人材の活用促進（男女共同参画関連リソースの活用促進事業）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 女性消防団ネットワーク会議の開催〔総合防災課〕
- ◎ 指導員等の設置〔教育庁生涯学習課〕

②地域づくり活動への参画拡大

地域コミュニティを維持しながら、多様化・複雑化する地域課題を解決するため、地域づくり活動に女性も含めたあらゆる世代の参画を促進するとともに、県民が主体となって展開する地域活動への支援や地域づくり人材の育成を進めます。

関連事業

- ◎ ゆとり生活創造センター管理運営費、協働の地域づくりサポート事業〔地域づくり推進課〕
- ◎ 子どもの未来応援地域力促進事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 未来を拓く！あきたの高校生学び推進事業（地域を支える人材育成事業）〔教育庁高校教育課〕

③国際的視野を持った人材の育成

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意識が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野を身につけた人材の育成を図ります。

関連事業

- ◎ 国際化推進事業（外国青年招致事業）、多文化共生推進事業（外国人支援ネットワーク構築事業、地域の多文化共生人材育成事業）〔国際課〕
- ◎ AKITA英語コミュニケーション能力強化事業（異文化体験プロジェクト事業）、語学指導を行う外国青年の招致〔教育庁高校教育課〕

事業紹介

○男女共同参画社会づくり表彰



(令和4年6月26日実施)

推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

性犯罪・性暴力をはじめ配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進していく上で克服すべき重要な課題であることから、この根絶に向けた取組をより一層強力に進めます。

また、県民誰もが生涯にわたり性差に応じて健康な生活を営むことができるよう、発達の段階に対応した健康教育の充実や、高齢者の自立生活と介護予防の推進など、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。

さらに、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどから、女性が陥りやすい貧困等生活上の困難の解消を図るために、多様な困難を抱える家庭等に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

施策の方向（1） 性暴力やハラスメント等の根絶

①性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、この根絶に向け関係機関が相互に連携し、発生の防止に努めます。

また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復を図るため、「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」において、被害直後から警察や医療機関等と連携した総合的な支援を行うとともに、関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等に対する相談体制の更なる充実を図ります。

さらに、各学校において全ての教職員に対し、犯罪被害者等支援の必要性と関係機関の具体的な支援方法を周知するほか、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育を進めるとともに、生命の尊さを学び大切に教育、一人ひとりを尊重する教育を更に推進し、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図ります。

関連事業

- ◎ 男女共同参画苦情調整会議の開催〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ パートナーに対する暴力防止対策事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 女性に対する暴力相談への適切な対応〔警察本部人身安全対策課〕
- ◎ 防犯活動推進事業、犯罪被害者等支援事業〔県民生活課〕
- ◎ 性犯罪被害相談電話〔警察本部捜査第一課〕

②DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の充実

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、家庭等の閉鎖された空間に潜在化しがちで、被害者が相手から逃げるなど自分の身を守るための正常な判断ができないほど気力を奪い、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

このため、DV防止キャンペーン等の啓発により、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化し、被害者に対する保護と自立を支援する取組の充実を図ります。

また、大学生や高校生など未婚の若年層や障害を持つ方においても、交際相手による身体的暴力や、相手を傷つける言動等が問題視されていることから、互いを尊重し合う対等な関係を築く方法や相手のことを認めるコミュニケーションの仕方等について、授業をはじめとした様々な教育活動を通じて伝えるほか、障害福祉サービス事業所において普及啓発を行うなど、性別を問わず被害者にも加害者にもならない予防教育の充実を図ります。

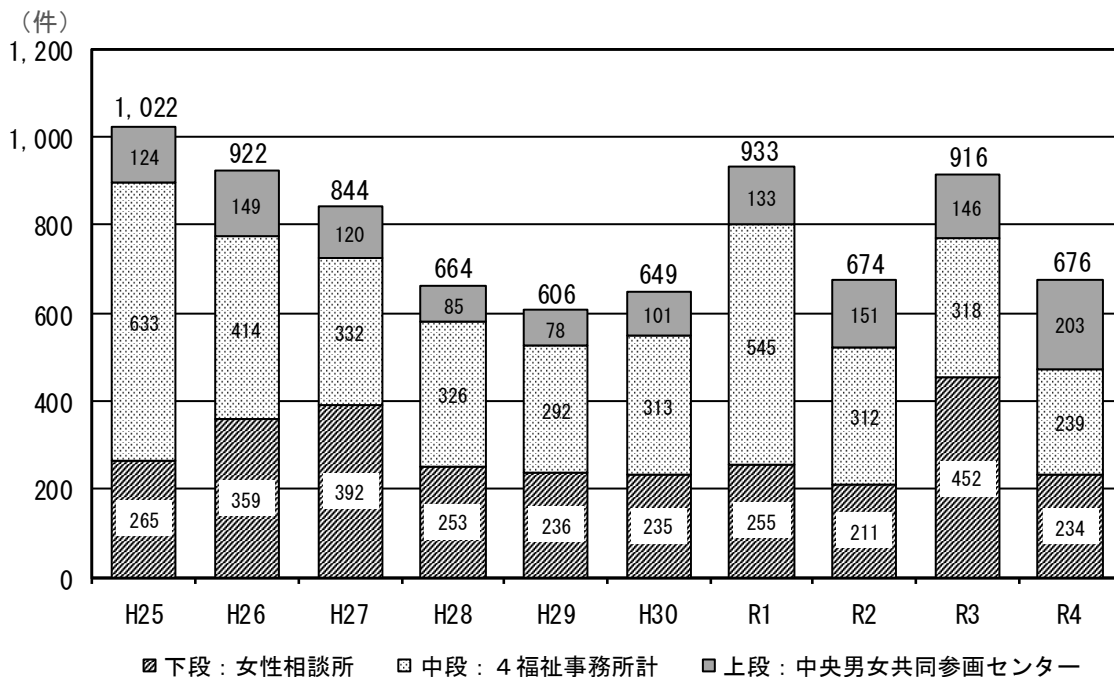
さらに、加害者対策の推進については、国や関係団体等の加害者更生プログラムなどの取組について情報収集に努めながら、加害者からの相談体制のあり方を検討します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
15	DV予防教育の実施高校数	校	34	24	70.6%

資料出所：県教育庁高校教育課調べ

■ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数

令和4年度に県内6か所の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は676件で、前年度から240件減少しました。



注：配偶者暴力相談支援センターは、女性相談所（秋田市。令和5年度から子ども・女性・障害者相談センターに改組）、北福祉事務所（大館市）、山本福祉事務所（能代市）、中央福祉事務所（潟上市）、南福祉事務所（横手市）、中央男女共同参画センター（秋田市）です。

資料出所：県地域・家庭福祉課調べ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

平成13年に公布・施行された法律で、配偶者（離婚後の配偶者であった者や事実婚の者のほか、生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、法律の前文は女性の被害者に配慮した内容となっています。

関連事業

- ◎ 女性相談員の配置、電話相談員の配置、DV相談担当職員専門研修、市町村担当職員研修、一時保護委託事業、心理療法担当職員の配置、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業、パートナーに対する暴力防止対策事業（「許さない。DV」キャンペーン）、DV防止対策連絡協議会〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 高校におけるデートDV予防関係の指導〔教育庁高校教育課〕

③ハラスメントの根絶

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女が共に仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント等）などの背景となっているほか、男性を中心とした労働慣行の大きな要因にもなっており、女性活躍の妨げとなります。

このため、県民誰もが職場や学校、家庭、地域などのあらゆる場においてハラスメントに遭わない安心な暮らしができるよう、この要因の根底にある固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画センターを中心に市町村や関係団体と連携等しながら普及啓発を行うほか、特に職業生活においては、様々な機会を捉え企業等に対して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に沿った措置が実施されるよう周知を行います。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
16	ハラスメントの相談体制を整備した事業所の割合	%	参考値	66.6	—

資料出所：県雇用労働政策調べ

関連事業

- ◎ 男女共同参画相談室（中央男女共同参画センター ハーモニー相談室）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 労働相談〔雇用労働政策課〕

施策の方向（２） ライフステージに応じた健康づくりへの支援

①発達の段階に応じた健康教育の充実

近年、性情報が氾濫するなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、性に関して、子どもたちが男女共に正確な知識をもち、適切に理解し行動できるよう、学校において全ての教職員が性に関する指導について共通理解を図りながら、教育活動全体を通じて横断的な取組を推進します。

関連事業

- ◎ 性に関する指導事業〔教育庁保健体育課〕

②生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進

思春期から更年期に至る女性の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、科学的根拠に基づくがん検診の推進等に取り組めます。

また、働き盛り世代の職場における様々な健康に係る取組を促すため、秋田県版健康経営優良法人認定制度の普及を進めます。

No.	指 標	単位	R7目標値	R3実績値	達成率
17	乳がん検診受診率	%	50.0	14.1	28.2%
18	子宮頸がん検診受診率	%	50.0	12.1	24.2%

※R3実績値を掲載。R4実績値は、R6年3月判明予定

資料出所：県健康づくり推進課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
19	秋田県版健康経営優良法人の認定数	法人	100	139	139.0%

資料出所：県健康づくり推進課調べ

関連事業

- ◎ 健康経営普及事業、がん検診受診率向上推進事業〔健康づくり推進課〕
- ◎ 健康管理体制の基盤整備〔保健・疾病対策課〕

③母性保護と母子保健に関する施策の充実

市町村の「子育て世代包括支援センター」における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に支援するとともに、不妊に悩む人への様々な支援の充実を図ります。

また、女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や妊産婦・乳幼児に対する健康診査、保健指導の充実を図るなど、総合的な母子保健対策を推進します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
20	こころとからだの相談室相談者数	人	243	284	116.9%

資料出所：県保健・疾病対策課調べ

関連事業

- ◎ 妊娠・出産への健康づくり支援事業〔保健・疾病対策課〕
- ◎ 総合周産期母子医療センター運営費補助事業、地域周産期母子医療センター運営費補助事業〔医務薬事課〕

④高齢者の自立生活と介護予防の推進

超高齢化の時代を迎え、とりわけ女性の平均寿命が長くなる中、高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かして行うボランティアや就労的活動への参加を促進するとともに、介護予防・重度化防止のために地域住民が主体に行う運動教室や趣味活動などの「通いの場」において、多様な活動が行われるよう支援します。

また、高齢期の健康づくり対策として、栄養・食生活改善や運動の奨励、歯科口腔の定期的な管理やフレイル・オーラルフレイルの予防に関する普及啓発を推進します。

さらに、在宅で介護に取り組む家族等（ケアラー）に対する必要な介護サービスの確保や、相談・支援体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域において生きがいを持って生活することができる取組を進めます。

関連事業

- ◎ バリアフリー広報啓発事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 地域支援事業交付金、元気で明るい長寿社会づくり事業、老人クラブ助成事業、地域でつなぐ認知症支援推進事業、ケアラー支援・普及啓発事業〔長寿社会課〕
- ◎ フレイル予防啓発事業、オーラルフレイル予防啓発事業〔健康づくり推進課〕

施策の方向（3） 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援

①ひとり親家庭等への支援

生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が、経済的な不安や悩みを抱えずに安心して暮らせるよう、男女の均等な機会と公正な待遇の確保や女性の就業継続・再就職支援に向けた取組を進めるほか、児童扶養手当などの経済的支援とともに、母子家庭・父子家庭それぞれの悩みや課題に適切に支援できる相談・情報提供体制の充実を図ります。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
21	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	20.6	22.5	109.2%

資料出所：県地域・家庭福祉課調べ

関連事業

- ◎ ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業、子どものための自立支援資金貸付事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ キャリア応援事業、就業能力向上支援事業、勤労者等生活安定支援資金（以上再掲）〔雇用労働政策課〕

②子ども・若者の自立に向けた力を高める取組の推進

性別に関係なくニートやひきこもり状態にある子ども・若者が、社会への一歩を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ますなど地道な対応が必要です。

このため、県ひきこもり相談支援センターにおいて、電話や面接による本人・家族からの相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組めます。

また、地域若者サポートステーションにおけるジョブトレーニングのほか、職場ふれあいやコミュニケーションスキルアップへの支援などを通じて、継続的に社会と関わる機会の確保や就業に向けた支援を行います。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
22	若者の自立支援を通じた進路決定者数（累計）	人	500	195	39.0%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 子ども・若者育成支援推進事業〔次世代・女性活躍支援課〕

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の解消や、人権尊重を基盤とした教育の充実を図ります。

また、企業や団体等における女性の活躍推進に向けた取組を波及させていくためにも、行政分野において政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなど率先した取組を進めます。

さらに、県民が主体となった男女共同参画社会の実現が図られるよう、男女共同参画センターを中心に、地域における女性活躍等の意識醸成を図るとともに、地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化等に取り組みます。

施策の方向（1） 人権の尊重と理解促進

① 固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた啓発活動の推進

性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、平成30年度の調査において、「反対意見の割合」が61.2%と調査開始以来初めて6割を超え、県民の意識は大きく変わってきています。

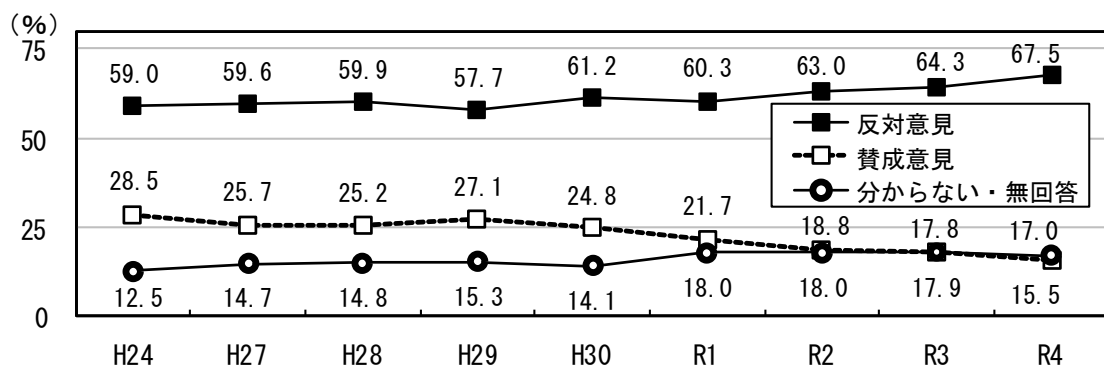
こうした意識を更に高めて、多様性や男女の人権が尊重される社会を実現するため、啓発活動を推進します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	68.0	67.5	99.3%

■ 「男は仕事、女は家庭」という意識への賛否の推移

昭和55年度からおおむね5年毎に行っている「秋田県男女の意識と生活実態調査」で、「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見（反対・どちらかと言えば反対）の割合が平成24年度に初めて賛成意見（賛成・どちらかと言えば賛成）の割合を大きく上回り過半数となりました。

平成26年度から毎年行っている「県民意識調査」では、反対意見の割合が平成30年度に初めて6割を超え、令和4年度は67.5%となっています。



※比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、各回答の比率の合計が100%にならないことがある。

資料出所：H24 県次世代・女性活躍支援課「秋田県男女の意識と生活実態調査」

H27以降：県総合政策課「県民意識調査」

関連事業

- ◎ 男女共同参画審議会の開催、年次報告「あきたの男女共同参画」の作成・公表、男女共同参画推進月間事業の実施、男女共同参画社会づくり表彰、市町村男女共同参画計画策定の促進、市町村の男女共同参画推進状況の調査、男女共同参画意識を高める副読本の作成・配布〔次世代・女性活躍支援課〕

②男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実

男女が共に自立して個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。

このため、家庭や学校において、副読本を活用するなどにより、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等のほか、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

また、性同一性障害など性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において児童生徒の心情をしっかりと受け止めたきめ細かな対応を行います。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
24	男女共同参画意識を高める副読本の活用率	%	85.0	78.8	92.7%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	93.6	92.7	99.0%
26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	71.3	68.9	96.6%

資料出所：県教育庁義務教育課調べ

関連事業

- ◎ L G B T Qに関する啓発リーフレットの作成〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ スクールカウンセラー等配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、SNS・電話相談事業、小学校生徒指導研修実施事業〔教育庁義務教育課〕
- ◎ 未来を拓く！あきたの高校生学び推進事業（再掲）〔教育庁高校教育課〕
- ◎ 社会教育関係団体への助成〔教育庁生涯学習課〕

制度紹介

〇あきたパートナーシップ宣誓証明制度の導入（令和4年4月1日）

あきたパートナーシップ宣誓証明制度が始まります
令和4年4月1日スタート

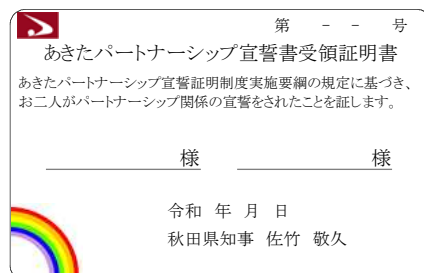
性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に決定された性別と異なる方が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を令和4年4月1日から開始します。



©2015秋田県人だっチ

- 【パートナーシップ関係を宣誓することができる方】
以下のいずれにも該当する必要があります。
- (1) いずれか一方または双方が性的少数者であること。
 - (2) 成年に達していること。
 - (3) いずれか一方が、県内に住所を有している
又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
 - (4) 配偶者（事実婚を含む）がないこと。
 - (5) パートナー以外の方とパートナーシップ関係にないこと。
 - (6) 民法に規定する、婚姻できない関係（例：親、子、兄弟姉妹など）にないこと。

リーフレット（部分）と宣誓したお二人にお渡しする証明書



施策の方向（２） 行政分野等における率先した取組の推進

①政治や行政分野における女性の参画拡大

県は、県政の様々な分野において女性の活躍を推進するため、女性職員の班長職への登用や企画業務への配置等を通じて、マネジメント能力や政策形成能力の向上に努めるとともに、女性職員を対象としたキャリア研修の実施や若年層から多様な分野を経験させるなどにより計画的に育成し、登用率の目標を設定の上、積極的に管理職へ登用します。

また、教育分野においては、キャリアアップを意識した業務分担を行い、適任者には管理職試験の受験を促すことにより、公立学校の管理職に占める女性の割合を高めます。

さらに、市町村に対しては、計画的に女性職員の職域の拡大や育成等を行いながら、登用率の目標を掲げて管理職への登用を推進するよう働きかけます。

加えて、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の施行に伴い、法に基づく実態の調査や情報収集、啓発活動等に取り組みます。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
27	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	15.0	9.7	64.7%

■ 県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合

令和4年度における県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は9.7%で、前年度から1.8ポイント上昇しています。

（4月1日現在）

年度	県職員数			うち管理職（課長級以上）			女性の管理職の職位別内訳		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合	部長級	次長級	課長級
							部長級	次長級	課長級
H27	3,301人	593人	18.0%	270人	13人	4.8%	1人	1人	11人
H28	3,300人	610人	18.5%	268人	16人	6.0%	2人	0人	14人
H29	3,296人	624人	18.9%	266人	18人	6.8%	1人	1人	16人
H30	3,296人	637人	19.3%	267人	19人	7.1%	0人	2人	17人
R1	3,300人	658人	19.9%	267人	17人	6.4%	0人	0人	17人
R2	3,326人	672人	20.2%	267人	16人	6.0%	0人	2人	14人
R3	3,342人	698人	20.9%	267人	21人	7.9%	1人	4人	16人
R4	3,331人	715人	21.5%	268人	26人	9.7%	2人	3人	21人

注：対象は、知事部局等（知事部局、公営企業、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局）の職員

■ 県職員の採用者に占める女性の割合

（4月1日～3月31日）

年度	大学卒業程度			短大卒業程度			高校卒業程度			計		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
H25	126人	28人	22.2%	12人	11人	91.7%	71人	25人	35.2%	209人	64人	30.6%
H26	117人	28人	23.9%	6人	6人	100.0%	75人	24人	32.0%	198人	58人	29.3%
H27	116人	34人	29.3%	6人	5人	83.3%	67人	19人	28.4%	189人	58人	30.7%
H28	127人	31人	24.4%	9人	6人	66.7%	77人	17人	22.1%	213人	54人	25.4%
H29	89人	27人	30.3%	9人	6人	66.7%	79人	27人	34.2%	177人	60人	33.9%
H30	111人	33人	29.7%	7人	3人	42.9%	87人	28人	32.2%	205人	64人	31.2%
R1	95人	25人	26.3%	2人	2人	100.0%	58人	20人	34.5%	155人	47人	30.3%
R2	108人	34人	31.5%	6人	4人	66.7%	97人	27人	27.8%	211人	65人	30.8%
R3	109人	38人	34.9%	7人	5人	71.4%	62人	15人	24.2%	178人	58人	32.6%
R4	119人	34人	28.6%	6人	3人	50.0%	62人	28人	45.2%	187人	65人	34.8%

注：対象は、知事部局等、教育庁及び警察本部の一般行政職に採用された職員

資料出所：県人事課調べ

● 推進の柱3 ●

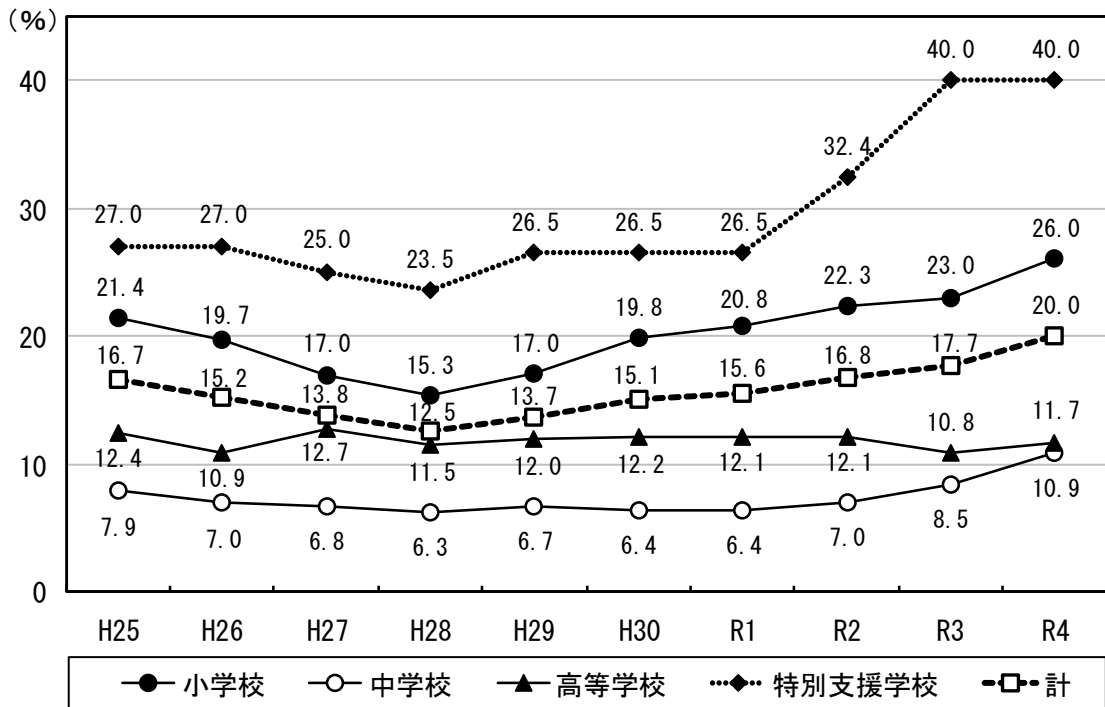
No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
28	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	20.0	100.0%

■ 公立学校の管理職に占める女性の割合の推移

令和4年度における公立学校の管理職（校長、副校長及び教頭）に占める女性の割合は20.0%で、前年度から2.3ポイント上昇しています。

（4月1日現在）

	H30			R1			R2			R3			R4		
	総数	女性	女性割合	総数	女性	女性割合	総数	女性	女性割合	総数	女性	女性割合	総数	女性	女性割合
小学校	404人	80人	19.8%	395人	82人	20.8%	385人	86人	22.3%	365人	84人	23.0%	354人	92人	26.0%
中学校	220人	14人	6.4%	219人	14人	6.4%	215人	15人	7.0%	213人	18人	8.5%	211人	23人	10.9%
高等学校	115人	14人	12.2%	116人	14人	12.1%	116人	14人	12.1%	111人	12人	10.8%	111人	13人	11.7%
特別支援学校	34人	9人	26.5%	34人	9人	26.5%	34人	11人	32.4%	35人	14人	40.0%	35人	14人	40.0%
計	773人	117人	15.1%	764人	119人	15.6%	750人	126人	16.8%	724人	128人	17.7%	711人	142人	20.0%



注：義務教育学校の管理職は、便宜上中学校に計上

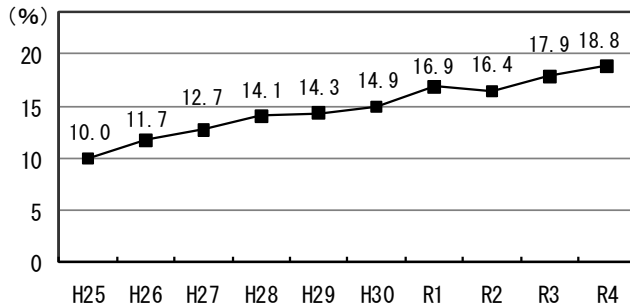
資料出所：県教育庁総務課

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
29	市町村職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	20.0	18.8	94.0%

■ 市町村職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合の推移

令和4年度における市町村職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は18.8%で、前年度から0.9ポイント上昇しています。

（4月1日現在）



年度	総数	うち女性	女性割合
H25	1,524人	152人	10.0%
H26	1,434人	168人	11.7%
H27	1,406人	179人	12.7%
H28	1,308人	184人	14.1%
H29	1,207人	173人	14.3%
H30	1,191人	178人	14.9%
R1	1,201人	203人	16.9%
R2	1,212人	199人	16.4%
R3	1,219人	218人	17.9%
R4	1,252人	236人	18.8%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 次代の女性リーダー応援事業（再掲）、市町村の特定事業主行動計画策定及び取組の促進、市町村の女性活躍推進計画策定の促進〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 県職員の管理・監督職等への女性の登用、女性職員の職域拡大〔人事課〕

② 県及び市町村の委員会・審議会等への女性の参画拡大

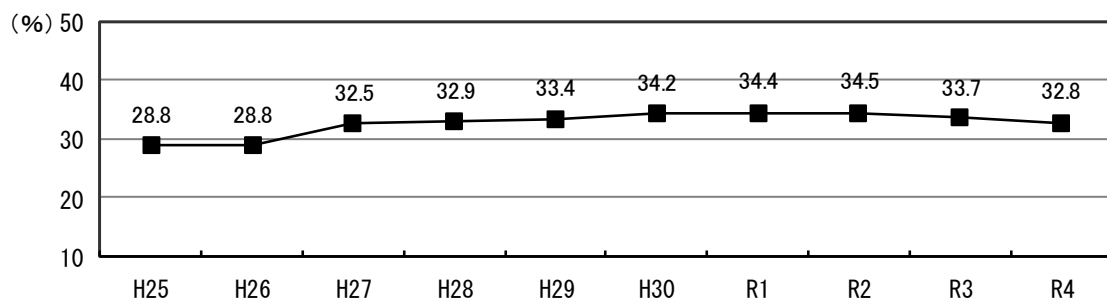
県は、女性を含めた多様な人材の登用を進めるために共同公募を実施するとともに、庁内横断的に情報共有するなど、審議会等への女性委員の登用促進に取り組みます。

また、市町村に対しては、審議会等への女性委員の参画率の目標を掲げて、女性委員の登用に取り組むよう働きかけます。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
30	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	32.8	82.0%

■ 県の委員会・審議会等への女性委員の参画率の推移

令和4年度における参画率は32.8%で、前年度から0.9ポイント下降しています。



注：令和3年度実績から、基準日を翌年度4月1日、職指定委員を含む、に見直しました。

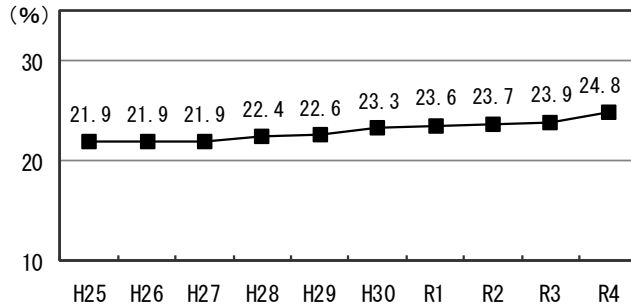
資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 推進の柱3 ●

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
31	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	24.8	82.7%

■ 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率の推移

令和4年度における女性委員の参画率は24.8%で、前年度から0.9ポイント上昇しています。



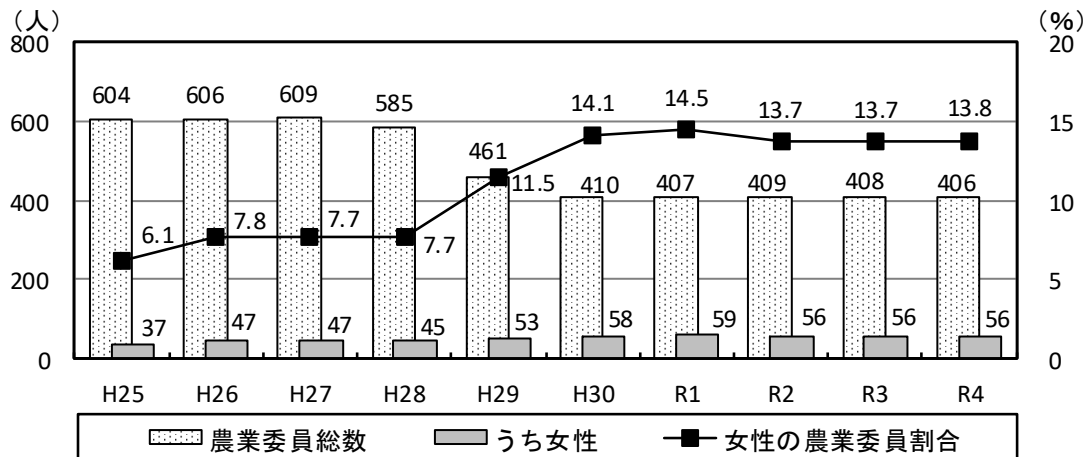
年度	総数	うち女性	女性割合
H25	8,049人	1,761人	21.9%
H26	8,375人	1,832人	21.9%
H27	8,344人	1,828人	21.9%
H28	8,280人	1,858人	22.4%
H29	8,538人	1,928人	22.6%
H30	8,197人	1,908人	23.3%
R1	8,029人	1,893人	23.6%
R2	8,058人	1,912人	23.7%
R3	7,944人	1,896人	23.9%
R4	7,893人	1,959人	24.8%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
32	女性の農業委員割合	%	20.0	13.8	69.0%

■ 女性の農業委員割合の推移

令和4年度における市町村農業委員会の農業委員に占める女性の割合は13.8%で、前年度から0.1ポイント上昇しています。ただし、女性の委員数は56人のままで、増減ありません。



資料出所：県農林政策課調べ

関連事業

◎ 女性の審議会等への参画拡大の取組〔次世代・女性活躍支援課〕

③行政分野における男性の育児休業取得の促進

県は、新たに子どもが生まれる男性職員がいる所属長に対し、職員との面談を通じ、子育てに関する休暇等の取得希望や取得時期を記載する「育児プランシート」の作成を義務付けするなど、男性職員の育児参画を促進します。

また、市町村に対しては、個別の事情を踏まえながら取得率の目標を掲げて、男性職員の育児参画を促進するよう働きかけます。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
33	県職員の男性育児休業取得率	%	10.0	76.4	764.0%

資料出所：県人事課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
34	公立学校等の男性育児休業取得率	%	13.0	14.1	108.5%

資料出所：県教育庁総務課調べ

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
35	市町村職員の男性育児休業取得率	%	10.0	32.7	327.0%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 市町村の特定事業主行動計画策定及び取組の促進（再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 在宅勤務実証実験の実施（再掲）〔人事課、デジタル政策推進課〕

事業紹介

○女性の活躍推進プロジェクト：「ラウンドテーブル」の開催（年度中4回）



（令和4年5月～令和5年2月）

施策の方向（3） 男女共同参画センターにおける取組の連携強化

①地域における女性活躍・両立支援の意識啓発の推進

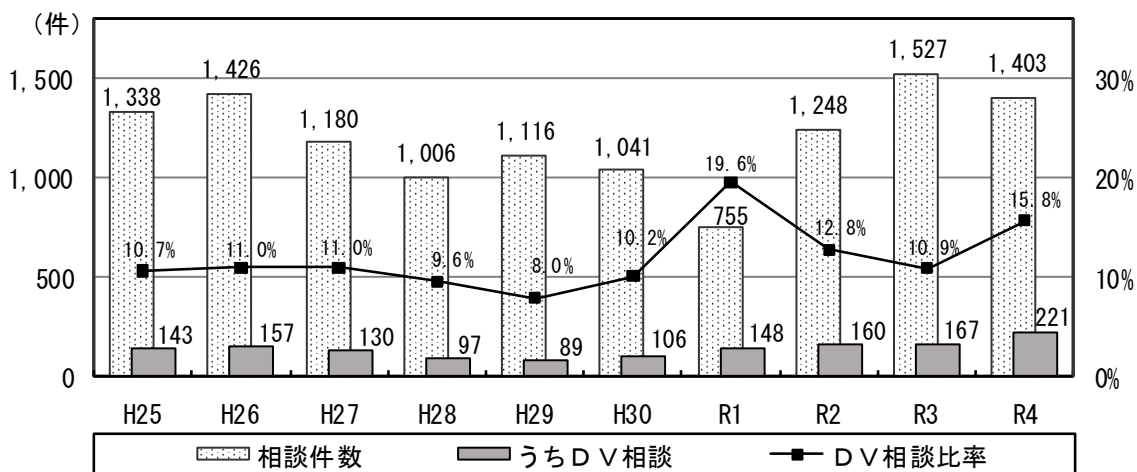
男女共同参画センターにおいて、情報や研修機会の提供のほか、人材の育成等を引き続き行うとともに、性別に関係なく各地域で活動する県民を対象とした講座や研修会を開催するなど、地域における女性活躍や両立支援が進むような意識醸成につながる普及啓発等を強化します。

No.	指 標	単位	R7目標値	R4実績値	達成率
36	男女共同参画センターの利用者の数	人	80,000	57,510	71.9%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

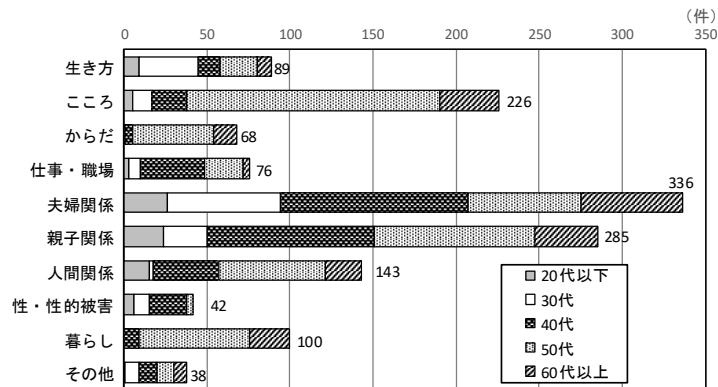
■ ハーモニー相談室（中央男女共同参画センター）で受けた相談件数とDV相談比率の推移

令和4年度の相談件数は、1,403件でした。うちドメスティック・バイオレンス（DV）関連の相談は221件（15.8%）と、直近10年間で最大の件数となっています。



注：このDV相談件数は、18ページに掲載した配偶者間のDV相談件数（中央男女共同参画センター分）に、恋人間等のいわゆるデートDVに関する相談件数を加えたものです。

（分野別・年代別相談件数）



分野別の相談件数は、多い順に「夫婦関係」「親子関係」「ところ」となっています。

年代別では、50代の方々の相談が最多で、次いで40代、60代以上の順となっています。

特に「ところ」に関する相談では、約3分の2を50代の方々が占めています。

資料出所：県中央男女共同参画センター ハーモニー相談室調べ

②情報発信と地域ネットワークの機能強化

県内3か所の男女共同参画センターを核とした地域ごとに、男女共同参画や女性活躍の推進に関する情報の発信により地域活動が促進されるよう、ウェブサイトやSNS等を活用した情報提供を強化します。

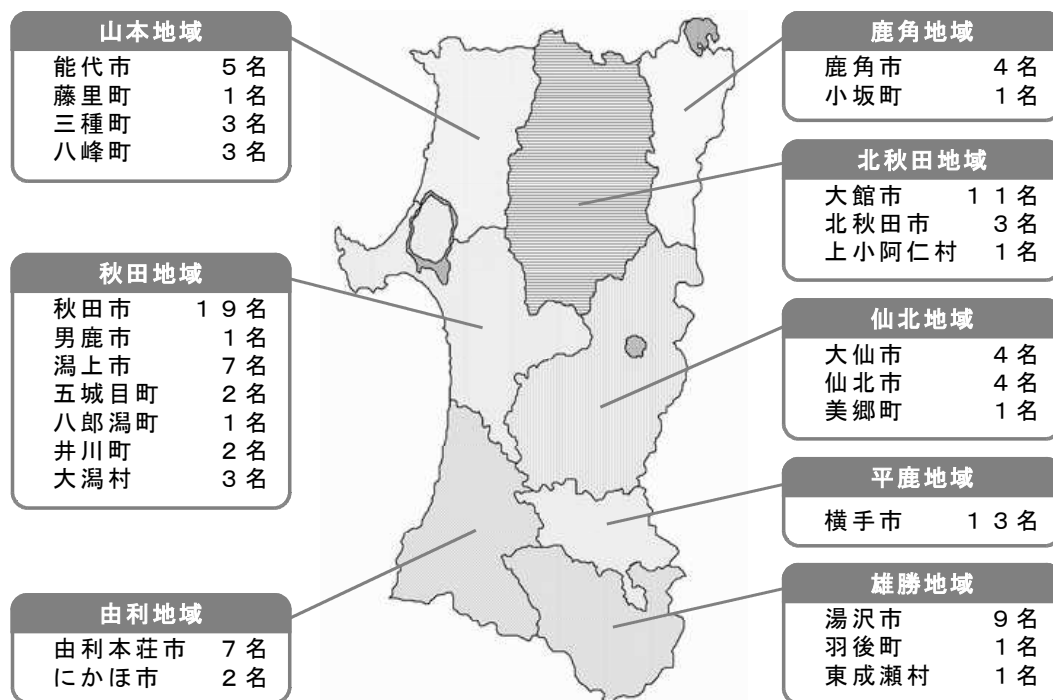
また、地域住民をはじめ、あきたF・F推進員や各種団体、市町村等との連携により地域ネットワークの機能強化を図り、地域における男女共同参画の形成に向けた取組を推進します。

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業（再掲）、あきたF・F推進員の養成と活用（男女共同参画推進事業）（再掲）、男女共同参画センター管理運営事業（再掲）〔次世代・女性活躍支援課〕

■ あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度に登録制度を設け、養成課程を経て認定・登録した推進員のことで、令和5年4月1日現在で109名が活躍しています。



注：「F・F」とは、フィフティ・フィフティ（Fifty-Fifty）の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うことを表しています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

事業紹介

○男女共同参画関連リソースの活用促進事業
～あきたの男女共同参画連携会議の開催



(令和4年10月1日)

事業紹介

○若年女性の県内定着に向けた県民意識醸成事業
～2022地方創生フォーラム in 秋田
「若年女性の定着・回帰ができる地域づくり」の開催



(令和4年11月21日)

Ⅱ 市町村及び男女共同参画センターの状況

1 市町村の状況

(1) 市町村の男女共同参画推進体制について

県では、市町村における男女共同参画の取組を促進するため、その基本方針となる男女共同参画計画の策定を働きかけています。計画策定のほか、庁内推進体制や諮問機関、活動拠点などの整備、条例の制定及び男女共同参画都市宣言など、独自の体制づくりを進めている市町村もあります。

これらの体制や施設等を生かした、住民との協働による施策の推進が期待されます。

■ 市町村の男女共同参画推進体制状況一覧

(令和5年4月1日現在)

市町村名	①	②		③	④	⑤	⑥		⑦
	男女共同参画に関する条例の制定	男女共同参画計画の策定	女性活躍推進計画の策定	審議会等への女性委員の登用目標の設定	男女共同参画に関する宣言	所管課の明確化(※1)	庁内連絡会議の設置(※2)	諮問機関、懇談会等の設置	男女共同参画・女性のための総合施設の設置
鹿角市		○	○	○			○	○	
小坂町		○	○	○					
大館市		○	○	○					
北秋田市		○	○	○			○	○	○
上小阿仁村		○	○				○	○	
能代市		○	○	○	○			○	○
藤里町		○	○	○					
三種町		○	○	○				○	
八峰町		○	○	○					
秋田市		○	○	○	○			○	
男鹿市		○	○	○	○				○
潟上市	○	○	○	○	○		○	○	○
五城目町		○							
八郎潟町		○	○						
井川町		○	○						
大潟村		○	○	○				○	○
由利本荘市	○	○	○	○	○			○	○
にかほ市		○	○	○	○		○	○	
大仙市	○	○	○	○	○		○	○	
仙北市		○	○	○				○	○
美郷町		○	○					○	
横手市		○	○	○	○		○	○	
湯沢市	○	○	○	○			○	○	○
羽後町		○	○		○			○	
東成瀬村		○		○					
計	4	25	23	19	9	0	8	16	8

注：※1…⑤の「所管課の明確化」は、男女共同参画、女性等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課(室)を設置していることを意味します。

※2…⑥の「庁内連絡会議」は、国の男女共同参画推進本部に相当する庁内の連絡会議を意味します。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

①男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例は、潟上市、由利本荘市、大仙市及び湯沢市の4市が制定しています。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
潟上市	潟上市男女共同参画推進条例	平成18年 3月28日	平成18年 3月28日
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進条例	平成21年 3月25日	平成21年 4月 1日
大仙市	大仙市男女共同参画推進条例	平成20年 9月24日	平成20年10月 1日
湯沢市	湯沢市男女共同参画推進条例	平成25年 3月21日	平成25年 4月 1日
計	4市		

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

②男女共同参画計画、女性活躍推進に関する計画の策定状況

県内全25市町村が、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画を策定しています。
うち23市町村で、同計画と女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を一体で策定しています。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	計画名称	策定年月	計画期間	摘要
鹿角市	第4次鹿角市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
小坂町	第3次小坂町男女共同参画推進計画	令和4年 11月	令和4年度～令和8年度	一体型
大館市	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	令和3年 4月	令和3年度～令和7年度	一体型
北秋田市	第3次北秋田市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画計画(第3次計画)	令和2年 3月	令和2年度～令和6年度	一体型
能代市	第2次能代市男女共同参画計画	平成30年 4月	平成30年度～令和9年度	一体型
藤里町	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	平成28年 3月	平成28年度～令和7年度	一体型
三種町	第4次三種町男女共同参画推進計画	令和4年 3月	令和4年度～令和7年度	一体型
八峰町	八峰町男女共同参画基本計画(第4次計画)	令和4年 3月	令和4年度～令和8年度	一体型
秋田市	第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画	令和5年 3月	令和5年度～令和9年度	一体型
男鹿市	第4次男鹿市男女共同参画計画	令和3年 1月	令和3年度～令和7年度	一体型
潟上市	第4次潟上市男女共同参画推進計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
五城目町	五城目町男女共同参画計画(第四次)	平成31年 3月	平成31年度～令和5年度	
八郎潟町	八郎潟町男女共同参画計画	令和4年 4月	令和4年度～令和8年度	一体型
井川町	第4次井川町男女共同参画計画	令和5年 4月	令和5年度～令和7年度	一体型
大潟村	第4次大潟村男女共同参画社会行動計画	令和2年 4月	令和2年度～令和6年度	一体型
由利本荘市	第4次由利本荘市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
にかほ市	第4次にかほ市男女共同参画計画	令和4年 3月	令和4年度～令和8年度	一体型
大仙市	第3次大仙市男女共同参画プラン	令和2年 3月	令和2年度～令和6年度	一体型
仙北市	第4次仙北市男女共同参画計画	令和4年 3月	令和4年度～令和8年度	一体型
美郷町	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	令和4年 3月	令和4年度～令和8年度	一体型
横手市	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
湯沢市	湯沢市第4次男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度～令和7年度	一体型
羽後町	羽後町男女共同参画社会行動計画第4次計画	平成31年 3月	平成31年度～令和5年度	一体型
東成瀬村	東成瀬村男女共同参画計画	平成26年 3月	平成26年度～令和5年度	
計	25市町村			23市町村

注：・計画名称の副題は省略しています。

・摘要欄の「一体型」は、市町村男女共同参画計画と女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を一体で策定していることを表します。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

③ 審議会等への女性委員の登用目標の設定状況

審議会等への女性の参画を促進するため、19市町村（13市4町2村）が、女性委員の登用について数値目標を設定しています。

（令和5年4月1日現在）

市町村名	目標達成期限	目標値	実績値
鹿角市	令和8年3月	40.0%	35.7%
小坂町	令和8年3月	40.0%	17.5%
大館市	令和6年3月	30.0%	27.6%
北秋田市	令和7年4月	28.7%	29.4%
能代市	令和9年4月	45.0%	43.2%
藤里町	令和8年3月	40.0%	20.7%
三種町	令和8年3月	30.0%	23.0%
八峰町	令和9年3月	50.0%	34.7%
秋田市	令和10年3月	50.0%	31.3%
男鹿市	令和8年3月	40.0%	28.5%
潟上市	令和8年3月	40.0%	31.5%
大潟村	令和7年3月	35.0%	27.0%
由利本荘市	令和8年3月	30.0%	25.4%
にかほ市	令和9年3月	50.0%	36.3%
大仙市	令和7年3月	35.0%	33.3%
仙北市	令和9年3月	30.0%	20.9%
横手市	令和8年3月	40.0%	28.1%
湯沢市	令和8年3月	40.0%	44.3%
東成瀬村	令和6年3月	40.0%	32.1%
計	19市町村		

注：このほかに、美郷町で農業委員会における女性委員登用目標を設定しています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

④ 男女共同参画に関する宣言の状況

能代市、男鹿市、潟上市、大仙市及び横手市は、内閣府男女共同参画局が平成25年度まで実施していた「男女共同参画宣言都市奨励事業」により、男女共同参画都市を宣言しました。

また、この事業とは別に、秋田市は独自に「秋田市男女共生推進都市宣言」を、由利本荘市は「由利本荘市男女共同参画宣言」を、にかほ市は「にかほ市男女共同参画都市宣言」を、羽後町は「羽後町女性議会宣言」を行っています。

（令和5年4月1日現在）

市町村名	宣言名称	宣言年月日
能代市	能代市男女共同参画都市宣言	平成22年 11月 3日
秋田市	秋田市男女共生推進都市宣言	平成27年 10月 31日
男鹿市	男鹿市男女共同参画都市宣言	平成24年 3月 20日
潟上市	男女共同参画かたがみ宣言	平成18年 6月 23日
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画宣言	平成21年 4月 1日
にかほ市	にかほ市男女共同参画都市宣言	平成23年 6月 1日
大仙市	大仙市男女共同参画都市宣言	平成19年 11月 17日
横手市	横手市男女共同参画都市宣言	平成20年 10月 4日
羽後町	羽後町女性議会宣言	平成13年 9月 30日
計	9市町	

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

⑤ 所管課の明確化の状況

「男女共同参画」、「女性」等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課（室）としては、大仙市が令和2年度まで「男女共同参画室」を設置していましたが、令和3年度の組織改正で廃止しています。

⑥ 庁内連絡会議、諮問機関・懇談会等の設置状況

国では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部を設置しています。県内市町村でこれに相当する庁内連絡会議を設置しているのは、8市村（7市1村）です。

また、男女共同参画に関する重要事項を調査審議するための諮問機関、懇談会等（国の旧「男女共同参画審議会」に相当）を設置している市町村は、16市町村（11市3町2村）です。

（令和5年4月1日現在）

市町村名	庁内連絡会議	諮問機関・懇談会等
鹿角市	鹿角市男女共同参画推進庁内会議	鹿角市男女共同参画推進会議
小坂町		
大館市		
北秋田市	北秋田市男女共同参画推進連絡会議	北秋田市男女共同参画推進会議
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画推進本部	上小阿仁村男女共同参画計画推進委員会
能代市		能代市男女共同参画推進委員会
藤里町		
三種町		三種町男女共同参画審議会
八峰町		
秋田市		秋田市男女共生推進会議
男鹿市		
潟上市	潟上市男女共同参画推進本部	潟上市男女共同参画推進審議会
五城目町		
八郎潟町		
井川町		
大潟村		大潟村男女共同参画推進委員会
由利本荘市		由利本荘市男女共同参画推進協議会
にかほ市	にかほ市男女共同参画推進本部	にかほ市男女共同参画懇話会
大仙市	男女共同参画庁内推進会議	大仙市男女共同参画審議会
仙北市		仙北市男女共同参画推進委員会
美郷町		美郷町男女共同参画住民懇話会
横手市	横手市男女共同参画推進委員会	横手市男女共同参画推進協議会
湯沢市	湯沢市男女共同参画及び若者女性活躍推進委員会	湯沢市男女共同参画推進協議会
羽後町		羽後町男女共同参画社会推進委員会
東成瀬村		
計	8市村	16市町村

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

⑦男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況

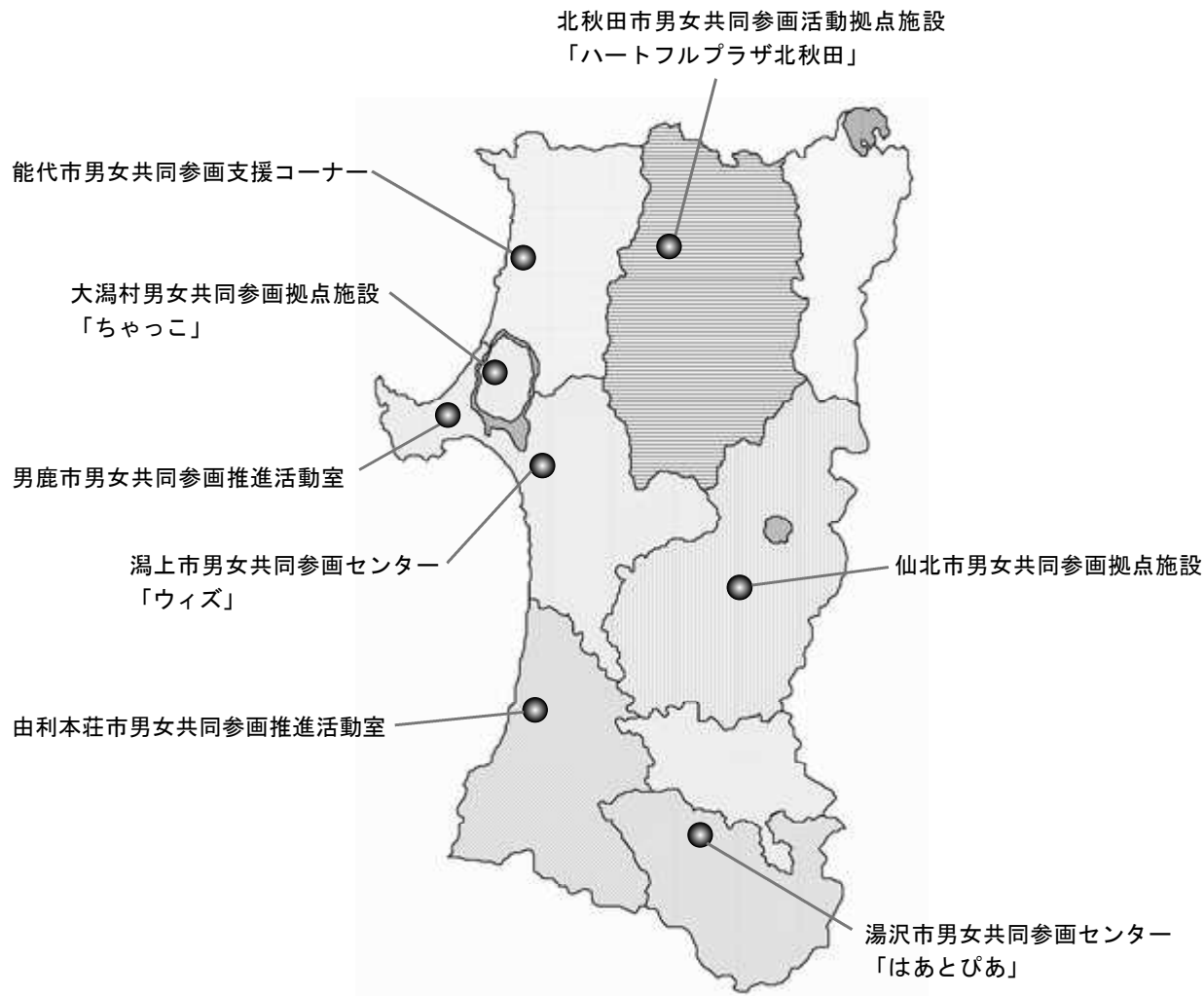
男女共同参画や女性のための諸活動を総合的に行うための施設が、8市村（7市1村）に設置されています。

これらは、平成16・17年度に県が実施した「男女共同参画活動拠点拡充事業」において、男女共同参画推進のための活動拠点整備を各市町村に働きかけ、支援したことなどにより設置されたものです。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	施設名称
北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設
能代市	能代市男女共同参画支援コーナー
男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室
潟上市	潟上市男女共同参画センター
大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室
仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設
湯沢市	湯沢市男女共同参画センター
計	8市村（施設）

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ



■ 施設の概要

(令和5年4月1日現在)

市町村名	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市
拠点施設名	北秋田市男女共同参画活動拠点施設「ハートフルプラザ北秋田」	能代市男女共同参画支援コーナー	男鹿市男女共同参画推進活動室	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」
住 所	〒018-3311 北秋田市材木町2-2	〒016-0842 能代市追分町4-26	〒010-0511 男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	〒018-1401 潟上市昭和大久保字元木田152番地
入 居 建 物	北秋田市交流センター	能代市勤労青少年ホーム	船川北公民館	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」
電 話 番 号	0186-63-2321	0185-52-0355	0185-24-3140	018-853-5302
F A X 番 号	0186-63-2322	0185-52-0355	—	018-853-5211
整備面積	51.50㎡	10.69㎡	147.90㎡	86.10㎡
開設年月日	平成18年4月1日	平成16年11月1日	平成17年2月1日	平成18年3月28日
開館時間	8:30～22:00	9:00～18:00	9:00～16:00	9:00～21:30
休 館 日	年末年始(12/29～1/3)	日曜日、祝日、 年末年始(12/28～1/4)	年末年始(12/29～1/3)	第2月曜日、 年末年始(12/29～1/3)
提供機能	テーブル・椅子、TV、 DVD、図書	テーブル・椅子、コピー 機、関連図書・DVD	テーブル・椅子、図書	テーブル・椅子、託児、 図書
管理組織	北秋田市文化会館職員	NPO法人ミライ10	船川北公民館職員	潟上市企画政策課(職員 常駐なし。)

市町村名	大潟村	由利本荘市	仙北市	湯沢市
拠点施設名	大潟村男女共同参画活動拠点施設「ちゃっこ」	由利本荘市男女共同参画推進活動室	仙北市男女共同参画拠点施設	湯沢市男女共同参画センター「はあとびあ」
住 所	〒010-0443 南秋田郡大潟村字中央1番地21	〒015-0076 由利本荘市東町15	〒014-0368 仙北市角館町中菅沢77-30	〒012-0826 湯沢市柳町二丁目1番39号
入 居 建 物	大潟村公民館	文化交流館カダーレ	仙北市角館交流センター	湯沢市男女共同参画センター「はあとびあ」
電 話 番 号	0185-45-2611	0184-24-6226	0187-54-1003	0183-72-5750
F A X 番 号	—	0184-23-1322	0187-54-1004	0183-72-5750
整備面積	68.00㎡	52.71㎡	76.70㎡	563.28㎡
開設年月日	平成18年3月1日	平成17年3月22日	平成18年3月31日	平成18年4月1日
開館時間	9:00～22:00	(月～金) 9:00～20:00 (土日祝) 9:00～18:00	9:00～22:00 (月曜は17:00まで) ※11月～3月は 9:00～21:00	(月～金) 13:00～1:00 (土・日) 13:00～8:00
休 館 日	月曜日、 1月1日～5日、12月31日	第2・第4火曜日、 年末年始(12/29～1/3) 毎月末日(土曜日又は日 曜日の場合はその前の金 曜日)	第2月曜日(祝日の場合 は翌日)、 年末年始(12/29～1/3)	8月13日～15日、 年末年始(12/29～1/3)
提供機能	情報検索、事務機器、 テーブル・椅子	テーブル、イス、ホワイト ボード等	事務機器、テーブル・椅 子	情報検索、事務機器、 テーブル・椅子、印刷 機・コピー機、A V資 料、図書
管理組織	公民館職員	由利本荘市企画振興部総 合政策課職員	仙北市角館交流センター 職員	はあとびあ連絡協議会 (施設管理人4名)

(2) 市町村の男女共同参画の推進状況について

①市町村の審議会、委員会等の委員に占める女性の割合

市町村には、法令等に基づいて様々な審議会、委員会等が設置されています。

このうち、「地方自治法第202条の3に基づく審議会等」には、法律、条例等に基づき、担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行うために設置される附属機関であるところの審議会等が該当します(例：男女共同参画審議会)。これら審議会等の委員に占める女性の割合は、市部で27.0%、町村部で23.8%、市町村全体では26.2%となっており、3市1町で30%を超えています。

また、「地方自治法第180条の5に基づく委員会等」には、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市町村の執行機関として設置が義務付けられている委員会等が該当します。これら委員会等の委員に占める女性の割合は、市部で16.6%、町村部で16.9%、市町村全体で16.7%と、審議会等に比べて低い傾向にあり、1市が30%を超えるにとどまっています。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	地方自治法第202条の3に基づく審議会等			地方自治法第180条の5に基づく委員会等		
	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	214	53	24.8	27	5	18.5
大館市	882	252	28.6	33	7	21.2
北秋田市	364	89	24.5	52	5	9.6
能代市	328	90	27.4	33	5	15.2
秋田市	748	177	23.7	40	7	17.5
男鹿市	228	53	23.2	33	6	18.2
潟上市	376	131	34.8	31	3	9.7
由利本荘市	416	102	24.5	37	6	16.2
にかほ市	226	75	33.2	25	9	36.0
大仙市	544	155	28.5	38	3	7.9
仙北市	258	56	21.7	29	3	10.3
横手市	490	124	25.3	40	8	20.0
湯沢市	368	112	30.4	35	8	22.9
市計	5,442	1,469	27.0	453	75	16.6
小坂町	182	34	18.7	23	3	13.0
上小阿仁村	106	23	21.7	18	1	5.6
藤里町	125	27	21.6	20	3	15.0
三種町	187	50	26.7	36	6	16.7
八峰町	118	44	37.3	26	6	23.1
五城目町	174	28	16.1	26	5	19.2
八郎潟町	222	65	29.3	25	4	16.0
井川町	70	12	17.1	23	5	21.7
大潟村	144	36	25.0	26	5	19.2
美郷町	138	23	16.7	28	3	10.7
羽後町	175	50	28.6	29	4	13.8
東成瀬村	129	30	23.3	21	6	28.6
町村計	1,770	422	23.8	301	51	16.9
計	7,212	1,891	26.2	754	126	16.7

注：複数の市町村が広域圏で設置している審議会等を除く。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

②市町村議会の議員に占める女性の割合

市町村議会の議員に占める女性の割合は、市部で11.6%、町村部で8.8%、市町村全体で10.6%となっています。また、1市2町1村の議会に女性の議員が在職していません。

なお、秋田県議会における女性議員の割合は、14.6%となっています。

(令和5年7月1日現在)

議 会 名	議員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市議会	17	0	0.0
大館市議会	26	4	15.4
北秋田市議会	17	4	23.5
能代市議会	20	3	15.0
秋田市議会	36	4	11.1
男鹿市議会	16	1	6.3
潟上市議会	18	2	11.1
由利本荘市議会	21	4	19.0
にかほ市議会	15	1	6.7
大仙市議会	24	3	12.5
仙北市議会	16	2	12.5
横手市議会	25	2	8.0
湯沢市議会	17	1	5.9
市 部	268	31	11.6
小坂町議会	12	1	8.3
上小阿仁村議会	8	1	12.5
藤里町議会	10	0	0.0
三種町議会	15	1	6.7
八峰町議会	12	2	16.7
五城目町議会	13	2	15.4
八郎潟町議会	11	1	9.1
井川町議会	12	1	8.3
大潟村議会	12	2	16.7
美郷町議会	16	2	12.5
羽後町議会	16	0	0.0
東成瀬村議会	10	0	0.0
町 村 部	147	13	8.8
計	415	44	10.6

〈参考〉県議会における女性議員の割合

(令和5年7月1日現在)

	議員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
秋田県議会	41	6	14.6

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

③市町村職員の管理職に占める女性の割合

市町村職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、市部で21.2%、町村部で20.3%、市町村全体では21.1%となっています。

これを一般行政職の職員に限って見ると、女性の割合は、市部で18.9%、町村部で15.4%、全体で18.5%となっています。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	管理職全体			うち一般行政職		
	管理職総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	管理職数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	48	12	25.0	42	10	23.8
大館市	72	11	15.3	48	4	8.3
北秋田市	46	5	10.9	35	4	11.4
能代市	58	11	19.0	56	11	19.6
秋田市	225	41	18.2	195	35	17.9
男鹿市	46	12	26.1	25	3	12.0
潟上市	34	9	26.5	31	6	19.4
由利本荘市	101	8	7.9	83	8	9.6
にかほ市	52	14	26.9	45	13	28.9
大仙市	182	55	30.2	142	41	28.9
仙北市	137	36	26.3	86	18	20.9
横手市	143	34	23.8	84	16	19.0
湯沢市	46	4	8.7	45	4	8.9
市部	1,190	252	21.2	917	173	18.9
小坂町	8	1	12.5	8	1	12.5
上小阿仁村	7	2	28.6	7	2	28.6
藤里町	9	2	22.2	8	1	12.5
三種町	15	2	13.3	15	2	13.3
八峰町	20	3	15.0	18	1	5.6
五城目町	17	5	29.4	13	3	23.1
八郎潟町	8	0	0.0	8	0	0.0
井川町	6	0	0.0	6	0	0.0
大潟村	9	2	22.2	9	2	22.2
美郷町	14	1	7.1	13	1	7.7
羽後町	23	11	47.8	18	7	38.9
東成瀬村	7	0	0.0	7	0	0.0
町村部	143	29	20.3	130	20	15.4
計	1,333	281	21.1	1,047	193	18.4

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

④市町村職員の採用者に占める女性の割合

令和4年度中の市町村職員の採用者に占める女性の割合は、市部で47.5%、町村部で44.7%、市町村全体で47.2%となっています。

また、職種別での女性の割合は、市町村全体で、一般行政職が40.7%、専門職が57.4%となっています。

(令和4年4月1日～令和5年3月31日採用)

市町村名	合 計			一般行政職			専門職		
	採用数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)	採用数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)	採用数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)
鹿角市	9	1	11.1	6	0	0.0	3	1	33.3
大館市	62	27	43.5	16	7	43.8	46	20	43.5
北秋田市	12	7	58.3	6	3	50.0	6	4	66.7
能代市	22	9	40.9	20	9	45.0	2	0	0.0
秋田市	100	44	44.0	75	29	38.7	25	15	60.0
男鹿市	21	10	47.6	10	3	30.0	11	7	63.6
潟上市	10	3	30.0	10	3	30.0	0	0	—
由利本荘市	25	8	32.0	22	8	36.4	3	0	0.0
にかほ市	8	6	75.0	8	6	75.0	0	0	—
大仙市	35	14	40.0	26	10	38.5	9	4	44.4
仙北市	38	22	57.9	15	8	53.3	23	14	60.9
横手市	50	34	68.0	17	11	64.7	33	23	69.7
湯沢市	12	7	58.3	10	5	50.0	2	2	100.0
市 計	404	192	47.5	241	102	42.3	163	90	55.2
小坂町	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	—
上小阿仁村	0	0	—	0	0	—	0	0	—
藤里町	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	—
三種町	4	3	75.0	2	1	50.0	2	2	100.0
八峰町	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	—
五城目町	7	3	42.9	5	2	40.0	2	1	50.0
八郎潟町	4	1	25.0	4	1	—	0	0	—
井川町	7	2	28.6	5	0	0.0	2	2	100.0
大潟村	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	—
美郷町	4	3	75.0	2	1	50.0	2	2	100.0
羽後町	7	4	57.1	2	0	0.0	5	4	80.0
東成瀬村	3	1	—	3	1	—	0	0	—
町村計	47	21	44.7	34	10	29.4	13	11	84.6
計	451	213	47.2	275	112	40.7	176	101	57.4

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

⑤法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合

法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合は、民生・児童委員が55.5%、人権擁護委員が50.0%、行政相談委員が34.2%、社会教育委員が41.3%となっています。

(令和5年4月1日現在)

市町村名	民生・児童委員			人権擁護委員			行政相談委員			社会教育委員		
	総数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性数 (人)	女性 割合 (%)
鹿角市	113	68	60.2	9	5	55.6	3	2	66.7	10	5	50.0
小坂町	33	22	66.7	3	2	66.7	1	0	0.0	10	5	50.0
大館市	268	164	61.2	18	7	38.9	4	1	25.0	10	5	50.0
北秋田市	122	83	68.0	13	7	53.8	4	3	75.0	11	3	27.3
上小阿仁村	14	8	57.1	2	0	0.0	0	0	—	11	4	36.4
能代市	166	86	51.8	14	8	57.1	3	2	66.7	10	4	40.0
藤里町	17	8	47.1	3	2	66.7	1	1	100.0	7	3	42.9
三種町	72	41	56.9	9	3	33.3	3	0	0.0	14	4	28.6
八峰町	34	27	79.4	6	3	50.0	1	1	100.0	8	3	37.5
秋田市	672	382	56.8	18	9	50.0	8	5	62.5	10	6	60.0
男鹿市	123	80	65.0	10	5	50.0	3	1	33.3	7	3	42.9
潟上市	74	57	77.0	8	2	25.0	3	1	33.3	7	1	14.3
五城目町	50	25	50.0	5	2	40.0	1	0	0.0	6	2	33.3
八郎潟町	19	13	68.4	4	2	50.0	1	1	100.0	7	3	42.9
井川町	15	13	86.7	4	2	50.0	0	0	—	7	3	42.9
大潟村	9	4	44.4	3	1	33.3	1	1	100.0	7	4	57.1
由利本荘市	263	149	56.7	21	10	47.6	9	3	33.3	16	5	31.3
にかほ市	78	44	56.4	8	6	75.0	2	0	0.0	10	6	60.0
大仙市	260	132	50.8	24	9	37.5	9	1	11.1	17	8	47.1
仙北市	90	51	56.7	8	4	50.0	3	0	0.0	15	5	33.3
美郷町	66	29	43.9	7	4	57.1	2	1	50.0	6	3	50.0
横手市	314	148	47.1	28	16	57.1	9	2	22.2	21	9	42.9
湯沢市	203	92	45.3	14	9	64.3	5	0	0.0	8	3	37.5
羽後町	89	27	30.3	5	3	60.0	2	1	50.0	7	4	57.1
東成瀬村	17	13	76.5	2	2	100.0	1	0	0.0	9	3	33.3
計	3,181	1,766	55.5	246	123	50.0	79	27	34.2	251	104	41.4

資料出所：民生・児童委員…県地域・家庭福祉課調べ

人権擁護委員 …秋田地方法務局人権擁護課調べ

行政相談委員 …秋田行政監視行政相談センター調べ

社会教育委員 …県教育庁生涯学習課調べ

2 男女共同参画センターの状況

(1) 設置の目的

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するため、男女共同参画センターを設置しています。

(2) 各センターの概要

(令和5年4月1日現在)

	北部男女共同参画センター	中央男女共同参画センター	南部男女共同参画センター
設置年月日	平成14年7月30日	平成13年4月1日	平成14年7月30日
所在地	〒017-0842 大館市字馬喰町48-1	〒010-0001 秋田市中通2-3-8	〒013-0046 横手市神明町1-9
電話番号	0186-49-8552	018-836-7853	0182-33-7018
FAX番号	0186-49-8589	018-836-7854	0182-33-7038
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県北エヌピーオー支援センター 理事長 浅利 博樹	NPO法人 いきいきFネット秋田 理事長 佐藤 加代子	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター 理事長 飼田 一之
指定管理者の 指 定 日	令和3年1月12日	平成31年1月11日	令和3年1月12日
指定管理に 関する協定 締 結 日	令和3年3月11日	平成31年3月11日	令和3年3月11日
指定管理期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
センター長名	松坂 憲男	佐々木 美奈子	井上 博子
面 積 (うち研修室)	368.05㎡ (59.08㎡)	677.39㎡ (155.10㎡)	338.95㎡ (50.46㎡)
施設概要	情報交流室(貸出用図書・DVD、パソコン)、グループ活動室(コピー機、印刷機)、 交流サロン、研修室、子どもサロン(託児室)、事務室、相談室〔中央センター〕		
開館時間	平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後5時(休館日：12月29日～1月3日) ＜※北部センター、南部センターは毎週木曜日休館＞		
研修室使用料	9～12時 390円(1,170円) 13～17時 520円(1,560円) 17時以降 1時間 110円(310円)	9～12時 2,370円(7,140円) 13～17時 3,160円(9,520円) 17時以降 1時間 790円(2,380円)	9～12時 390円(1,170円) 13～17時 520円(1,560円) 17時以降 1時間 110円(310円)
令和4年度実績			
利用者数	17,172人	29,325人	11,013人
登録団体	97団体	126団体	96団体
主な事業	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②女性のチャレンジ支援に関する事業 ③地域で活躍する人材を育成するための事業	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②地域で活躍する人材を育成するための事業	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②女性のチャレンジ支援に関する事業 ③地域で活躍する人材を育成するための事業
相談事業		①一般相談 (電話相談・面接相談) ②法律相談	

注：研修室使用料は、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合の金額であり、その他の目的で使用する場合は()内の金額になります。


事業紹介

○若年女性の秋田暮らしサポート事業

- ・女子大学生による県内企業の訪問取材・記事作成
- ・取材した企業の魅力をWEBコンテンツ「サキホコレ学園」から発信


保坂さん

弊社は子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けています。昨年度は女性社員21名中、対象の4名が育児休業を取得しているほか、半日単位、時間単位で取得できる有給を活用し、多くの社員が子育てをしながら仕事を続けています。ちなみに出産後の復職率は100%です。



Aチーム

すごいですね!ところで高橋さんは、どうしてこちらの会社に勤めようと思ったのですか?



(令和4年5月～令和5年3月 30企業紹介)

事業紹介

○あきたのリーダー理解促進事業

～「あきたのリーダー」シンポジウムの開催



(令和4年9月5日)

Ⅲ 資 料

(1) 秋田県男女共同参画推進条例

秋田県男女共同参画推進条例のあらまし

基本原理・目的

○人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。

前文

○男女共同参画を総合的・計画的に推進

第1条

○性別による人権侵害の禁止

第3章

基本指針

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行の中立化
- 3 政策立案・決定過程への共同参画
- 4 家庭生活の相互協力等
- 5 生涯を通じての健康な生活
- 6 国際協調
- 7 連携協力

第3条

県の責務

○男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定・実施

第4条

事業者の努力義務

- 基本指針の尊重
- 職場環境整備への積極的取組
- 県の施策への協力

第5条

県民の努力義務

○基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与

第6条

基本的施策

- 1 基本計画の策定
- 2 市町村への協力と県民等への支援
- 3 施策全般の策定等に当たっての男女共同参画が推進されるような配慮
- 4 男女間の暴力の防止
- 5 教育や広報等による啓発
- 6 男女共同参画推進月間
- 7 調査研究・年次報告

第2章

推進体制

○苦情処理体制

第4章

○男女共同参画審議会

第5章

■秋田県男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十五条）

第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）

第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）

第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条—第二十三条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を

尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章 苦情の処理

(苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 秋田県男女共同参画審議会

①秋田県男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和4年12月20日～令和6年12月19日（一部の委員を除く。）

(五十音順)

氏名	所属・職等
いづか まさこ 飯塚 雅子	株式会社秋田ケーブルテレビ常務取締役
いとう さくら 伊藤 さくら	女性農業者（農業士）
えちぜん さだひさ 越前 貞久	大館市御坂町内会会長
えんどう かずひこ 遠藤 和彦	一般社団法人秋田県医師会常任理事
くまがい よしこ 熊谷 禎子	由利高等学校校長
たかしま りょうこ 高島 亮子	公募委員（あきたF・F推進員）
ながき かずえ 長岐 和恵	長岐法律事務所弁護士
はせがわ さとし 長谷川 聖史	パパ'sサークルピーターパン代表
ほりい さとこ 堀井 里子	国際教養大学国際教養学部准教授
やなぎた こうど 柳田 高人	秋田県商工会連合会専務理事

②審議会の開催状況

- 令和4年11月4日開催
議事：第5次秋田県男女共同参画推進計画の指標の変更について
報告：(1) 第5次秋田県男女共同参画推進計画の取組状況について
(2) 第5次秋田県男女共同参画推進計画に関連する令和4年度事業について
- 令和5年3月20日開催
議事：(1) 会長選出、会長代理・苦情処理部会委員指名、苦情処理部会長選出について
(2) 第5次秋田県男女共同参画推進計画の取組状況について
(3) 令和5年度の県の男女共同参画推進関連事業について

(3) 苦情処理について

県では、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等で被害を受けた県民等の苦情や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に対する苦情について、苦情処理の制度を設けて、男女共同参画の推進を支えています。（秋田県男女共同参画推進条例第17条、第18条）

①男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けた場合（条例第17条）

■ 目的

DVやセクシュアル・ハラスメント等に代表される男女共同参画の推進を阻害する行為による人権被害は、法的手段に訴えるにはまだ抵抗感が強いなど表面に現れにくい状況にある。

こうした男女共同参画に関する人権被害を救済するとともに、相談事業と法的手段との中間的な役割を担う制度により、苦情を訴えたり、相手方に改善を求めることの抵抗感を少なくし、人権被害の拡大を防止する。

■ 苦情処理体制

受付機関：次世代・女性活躍支援課、中央男女共同参画センター相談室

処理機関：男女共同参画苦情調整員（弁護士2名、医師1名）

⇒ 苦情調整員は関係機関と協力し、合議により県民等からの苦情の調整に当たる。また、申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができる。

■ これまでの申出件数

平成15年度に1件（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事案）

②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に苦情がある場合（条例第18条）

■ 目的

県の施策が男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる場合の苦情について、被害の有無を問わず、県の施策を改善する措置が速やかに講じられるようにする。

【例】 施策の立案・実施時において固定的な性別役割分担を前提としており、男女が性別にかかわらず様々な活動に参画する機会を制限していると考えられる事案に対する苦情の例

○ 乳幼児を連れた住民のために公園内のトイレにベビーベッドが設置されているが、女子トイレの中にあるため、乳幼児を連れた男性が利用することができない。

⇒ 育児は女性がするものという固定観念に立ち、子どもを遊ばせに来る男性に配慮していないと受け取られているための苦情かもしれません。（近年は、ベビーベッドが男女共有トイレ等に設置されている例も増えています。）

内閣府「男女共同参画関係施策の苦情処理・相談関係資料」（令和5年3月）から

■ 苦情処理体制

受付機関：次世代・女性活躍支援課、中央男女共同参画センター相談室、各地域振興局地域企画課

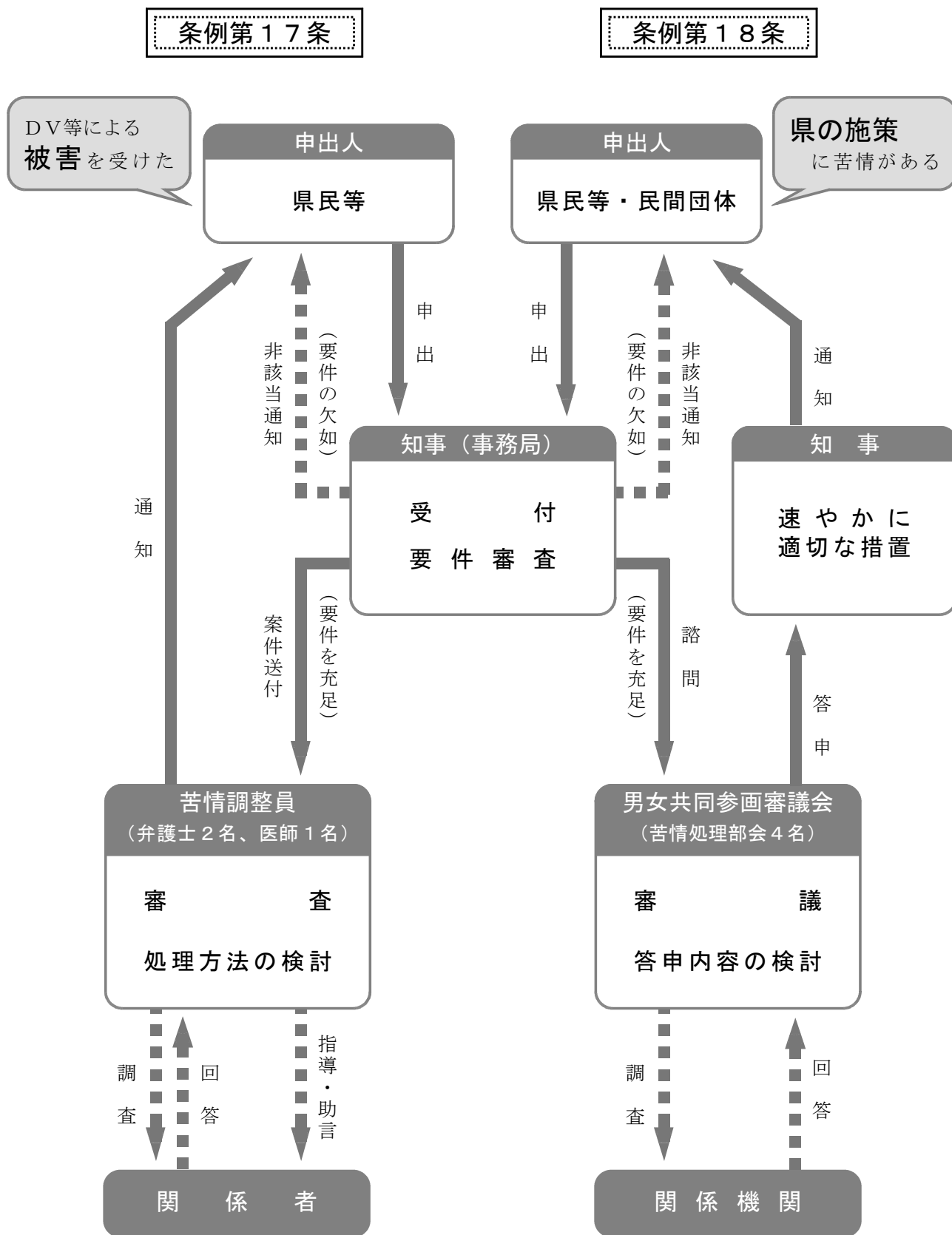
処理機関：男女共同参画審議会（苦情処理部会）

⇒ 苦情処理部会は、必要に応じて県の関係機関から事情を聴取する等調査を実施して処理方針の決定を行い、審議会会長へ報告する。審議会は苦情処理部会の報告を受けて、適切な対処方法について答申内容を決定し、知事に答申する。

■ これまでの申出件数

令和5年3月末現在、申出の実績はない。

男女共同参画苦情処理制度の流れ



(4) 秋田県の労働力の状況

■ 労働力人口

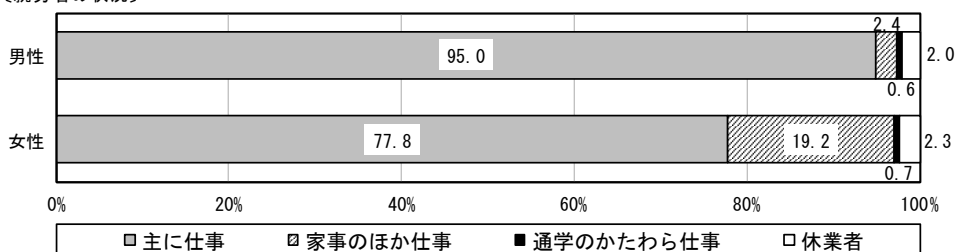
労働力人口とは、満15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計です。

	秋田県			全国		
	15歳以上人口	労働力人口	労働力率	15歳以上人口	労働力人口	労働力率
女性	458,345人	227,755人	49.7%	56,160,102人	30,413,169人	54.2%
男性	399,910人	275,251人	68.8%	52,098,467人	37,708,177人	72.4%
総数	858,255人	503,006人	58.6%	108,258,569人	68,121,346人	62.9%

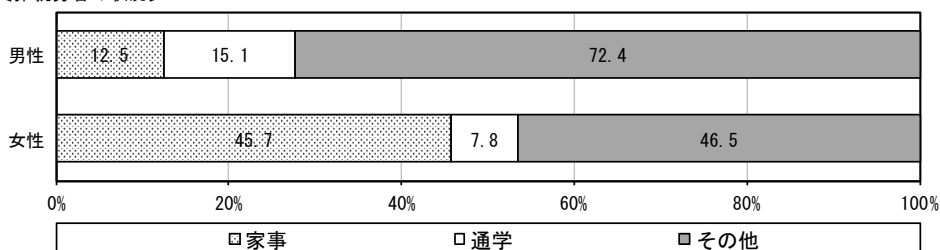
資料出所：総務省「国勢調査<労働力状態不詳補完結果>」（令和2年）

■ 秋田県の労働力人口に占める就労者・非就労者の状況

[就労者の状況]

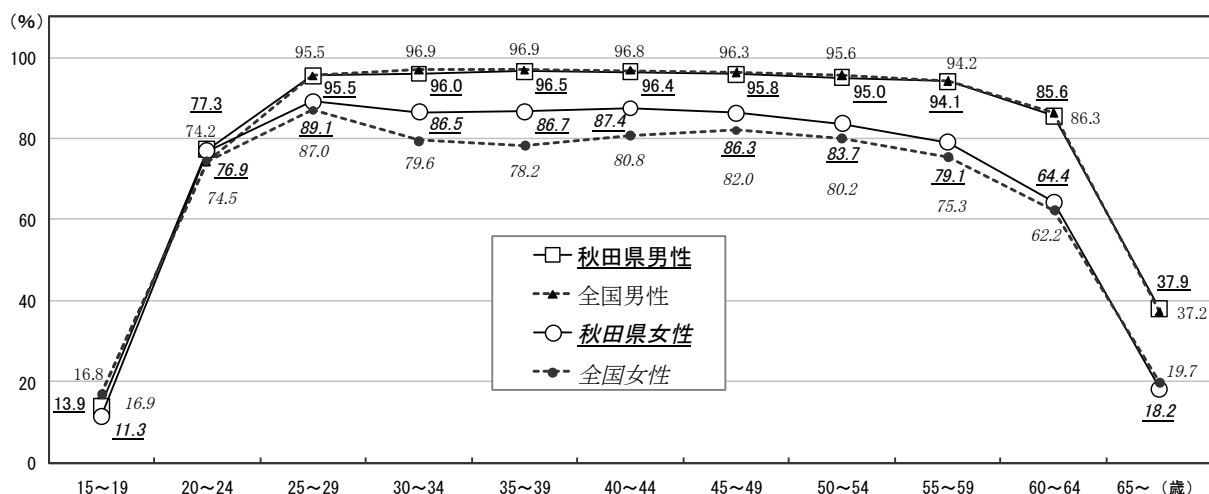


[非就労者の状況]



資料出所：総務省「国勢調査<労働力状態不詳補完結果>」（令和2年）

■ 年齢階層別の労働力率



資料出所：総務省「国勢調査<労働力状態不詳補完結果>」（令和2年）

(5) 少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化

①秋田県の人口の推移

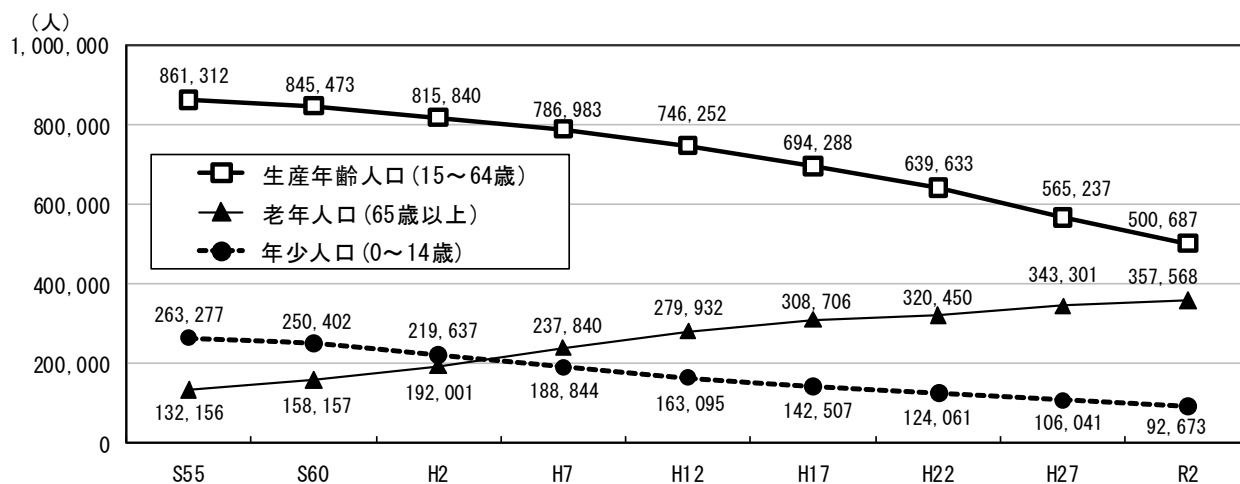
■ 秋田県の人口の推移

年	総計	女 性				男 性			
		女性計	年少人口 0～14歳	生産年齢 人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	男性計	年少人口 0～14歳	生産年齢 人口 15～64歳	老年人口 65歳以上
S55 (1980)	1,256,745	653,342	128,480	447,929	76,933	603,403	134,797	413,383	55,223
S60 (1985)	1,254,032	654,441	122,129	439,256	93,056	599,591	128,273	406,217	65,101
H 2 (1990)	1,227,478	642,800	106,718	421,723	114,359	584,678	112,919	394,117	77,642
H 7 (1995)	1,213,667	636,132	92,251	402,782	141,099	577,535	96,593	384,201	96,741
H12 (2000)	1,189,279	624,723	79,684	378,565	166,474	564,556	83,411	367,687	113,458
H17 (2005)	1,145,501	604,962	69,711	350,065	185,186	540,539	72,796	344,223	123,520
H22 (2010)	1,085,997	576,071	60,726	321,565	193,166	509,926	63,335	318,068	127,284
H23 (2011)	1,075,058	570,610	59,375	318,138	192,483	504,448	61,846	314,992	126,371
H24 (2012)	1,063,143	564,559	57,903	310,488	195,554	498,584	60,176	307,380	129,789
H25 (2013)	1,050,132	557,902	56,321	302,651	198,316	492,230	58,448	300,143	132,400
H26 (2014)	1,036,861	550,852	54,738	293,749	201,751	486,009	56,893	291,624	136,253
H27 (2015)	1,023,119	542,783	51,904	283,644	203,476	480,336	54,137	281,593	139,825
H28 (2016)	1,009,659	535,444	50,627	275,768	205,290	474,215	52,711	274,475	142,248
H29 (2017)	995,374	527,717	49,168	267,882	206,908	467,657	51,234	267,474	144,168
H30 (2018)	980,684	519,771	47,624	260,341	208,047	460,913	49,776	260,488	145,868
R1 (2019)	965,927	511,676	46,352	252,907	208,658	454,251	48,317	253,989	147,164
R2 (2020)	959,502	507,063	45,246	248,765	209,580	452,439	47,427	251,922	147,988
R3 (2021)	944,874	499,050	43,971	244,761	210,318	445,824	45,933	250,603	149,288
R4 (2022)	929,915	490,774	42,275	238,913	209,586	439,141	44,227	245,541	149,373

注：年齢不詳者の関係で、女性計、男性計とそれぞれの3区分別人口の合計が一致しないことがあります。

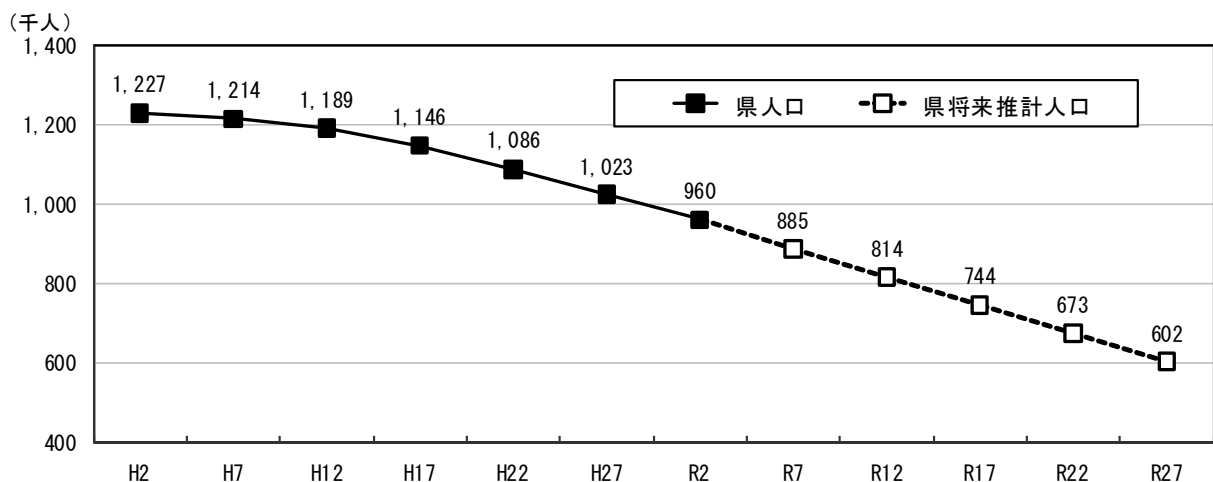
資料出所：網掛けは総務省「国勢調査」、それ以外は県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

■ 秋田県の年齢3区分別人口の推移（男女計）



資料出所：総務省「国勢調査」

■ 秋田県の将来人口推計



資料出所：県人口 …総務省「国勢調査」

県将来推計人口…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

②秋田県の人口動態の状況

区分	平成29年			平成30年			令和元年			
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	
出生	5,396	5.4	47	5,040	5.2	47	4,696	4.9	47	
死亡	15,423	15.5	1	15,431	15.8	1	15,784	16.4	1	
自然増加	▲ 10,027	▲ 10.1	47	▲ 10,391	▲ 10.6	47	▲ 11,088	▲ 11.5	47	
乳児死亡	18	3.3	2	13	2.6	2	10	2.1	18	
新生児死亡	12	2.2	1	9	1.8	1	5	1.1	14	
死産	総数	108	19.6	33	115	22.3	9	117	24.3	7
	自然	64	11.6	6	71	13.8	1	70	14.5	1
	人工	44	8.0	45	44	8.5	44	47	9.8	35
周産期死亡	22	4.1	6	23	4.5	3	26	5.5	1	
婚姻	3,311	3.3	47	3,052	3.1	47	3,161	3.3	47	
離婚	1,366	1.38	43	1,246	1.27	46	1,278	1.33	45	
合計特殊出生率	—	1.35	39	—	1.33	42	—	1.33	38	

区分	令和2年			令和3年			令和4年			
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	
出生	4,499	4.7	47	4,335	4.6	47	3,992	4.3	47	
死亡	15,379	16.1	1	16,019	17.0	1	17,256	18.6	1	
自然増加	▲ 10,880	▲ 11.4	47	▲ 11,684	▲ 12.4	47	▲ 13,264	▲ 14.3	47	
乳児死亡	9	2.0	19	5	1.2	41	5	1.3	38	
新生児死亡	4	0.9	21	3	0.7	29	3	0.8	26	
死産	総数	98	21.3	11	100	22.5	3	80	19.6	20
	自然	63	13.7	1	54	12.2	2	48	11.8	4
	人工	35	7.6	44	46	10.4	16	32	7.9	38
周産期死亡	18	4.0	8	14	3.2	30	11	2.7	44	
婚姻	2,686	2.8	47	2,618	2.8	47	2,447	2.6	47	
離婚	1,213	1.27	45	1,043	1.11	47	1,068	1.15	43	
合計特殊出生率	—	1.24	44	—	1.22	40	—	1.18	41	

注：乳児、新生児の死亡率は出生千対、死産率は出産（出生＋死産）千対、周産期の死亡率は出産（出生＋妊娠22週以後の死産）千対、他は人口千対で算出しています。

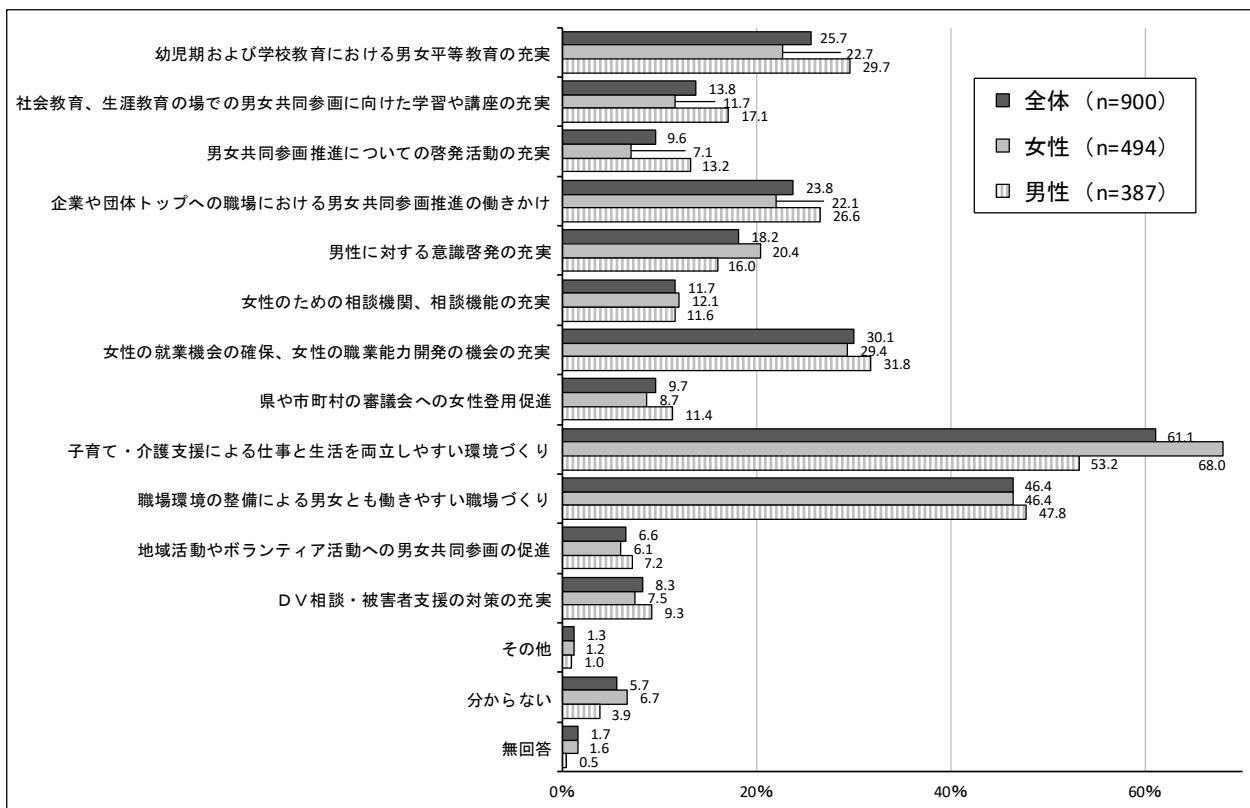
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(6) 男女共同参画社会に関する県民の意識 (秋田県男女の意識と生活実態調査から)

県が取り組むべき施策については、「子育て・介護支援による仕事と生活を両立しやすい環境づくり」と答えた人が61.1%となっています。また、育児休業の取得については、61.5%と過半数の人が「男性も女性も取得してほしい」と答える一方で、14.4%の人が「女性は取得した方がよいが、男性が取得することには違和感がある」と答えています。

■ 県が取り組むべき施策について

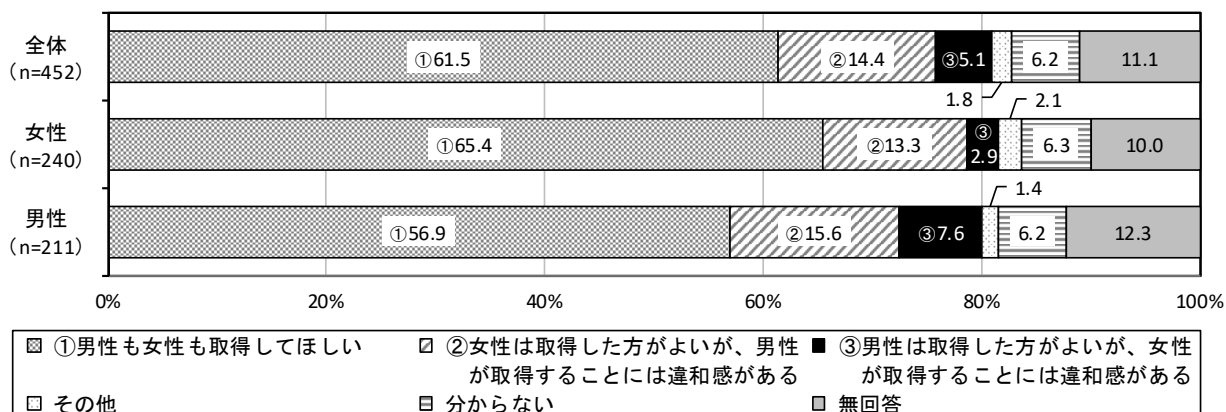
県では、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施していますが、今後はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。



注：複数回答のため、全項目の合計が100%を超えます。

■ 育児休業の取得について

職場で育児休業を取得する方がいたら、どう思いますか。(※調査時で職業をもっている方のみ回答)



資料出所：県次世代・女性活躍支援課「秋田県男女の意識と生活実態調査」(令和元年)

(7) 男女共同参画年表

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総理府に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置 ○ 総理府に婦人問題担当室を設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連婦人の10年（～1985年（昭和60年）） ○ ILO事務局に婦人労働問題担当室新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法の一部改正 離婚後の婚氏続称制度の新設 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画策定 ○ 国立婦人教育会館オープン 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課に婦人対策担当設置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題懇話会設置 ○ 婦人の意識調査実施 ○ 秋田県婦人問題懇話会提言 「婦人の地位向上と社会参加を進めるために」
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第67回ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約（156号）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画後期重点目標策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称 ○ 秋田県婦人生活記録史の編纂に着手 ○ 第一次県内行動計画策定 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」 ○ 婦人問題中央会議（ハーモニーネット代表者会議）開催
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人行政推進連絡会議（男女共同参画政策推進連絡会議）開催
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国籍法の一部改正（S60施行） 子の戸籍を父系血統主義から父母両系主義へ ○ 第1回日本女性会議開催（名古屋市） 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 NGOフォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女雇用機会均等法」成立（S61施行） ○ 労働基準法一部改正（S61施行） 女子の休日・深夜労働等の禁止条項を緩和 ○ 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全県婦人のつどい開催 ○ 秋田県婦人生活記録史刊行 ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言「21世紀へのかけ橋－新しい男女共同社会をめざして－」
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ○ (財)女性職業財団発足（H5～21世紀職業財団） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人の意識と生活実態調査実施
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ あきた男女フォーラム開催（～H4）
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の改訂 高等学校家庭科の男女必修 ○ 「法例の一部を改正する法律」公布（施行はH2） ○ 婚姻、親子関係における男性優先規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性情報誌「あきたの女性」創刊
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ○ 第77回ILO総会（ジュネーブ）で「夜業に関する条約（第171号）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省に農山村婦人対策として婦人・生活課を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言 「男女共生社会の発展をめざす秋田の女性'21」
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○ 「育児休業法」公布（H4施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県女性行政推進計画「あきた「あきた」女と男のハーモニープラン」を策定（計画年次：H4～H12）

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—(農山漁村女性に関する中長期ビジョン) 策定 ○ 初の婦人問題担当大臣設置(河野洋平内閣官房長官) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 女性の国内交流・研修(女性の人材養成事業)実施(～H12) ○ 秋田県女性政策懇話会より提言「県の委員会・審議会等における女性委員の登用促進について」
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択 ○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート労働法)公布(一部はH6施行) ○ 地方交付税の基準財政需要額に「男女均等対策費」を算入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年女性課に改称 ○ 「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定 ○ 女性委員の登用推進会議設置(庁内部局次長で構成) ○ 女性政策推進地域会議開催 ○ 男女の共同参画でつくる社会推進地域トーク開催(～H8)
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第81回ILO総会で「パートタイム労働に関する条約(第175号)」採択 ○ 国際人口・開発会議(カイロ)で「カイロ宣言及び行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画審議会設置 ○ 総理府男女共同参画室設置(婦人問題担当室の改組) ○ 男女共同参画推進本部設置(婦人問題企画推進本部の改組) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の人材リスト作成(登録者(2月)134人) ○ 男女共同参画型社会を考えるセミナー開催 ○ 高校家庭科男女必修の実施
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○ 第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業給付制度施行 ○ 「育児休業法」の一部改正による介護休業制度の法制化 ○ 「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回世界女性会議の女性NGOフォーラム参加研修実施
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画ビジョン・21世紀の新たな価値の創造 答申(男女共同参画審議会) ○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の事業助成による「男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議」開催(横手市) ○ 女性団体・グループ等の自主登録による「ハーモニーネット」登録開始
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画審議会設置法」公布総理府に設置 ○ 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正(一部を除きH11施行) ○ 総理府が「男女共同参画白書」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の意識と生活実態調査実施
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表 ○ 「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハーモニーネット交流研修会実施 ○ 秋田県女性議会実施(～H12)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○ 「食料・農業・農村基本法」が施行され女性の参画の促進を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あきたの女性」を「La Vita」と改称しA4版化 ○ あきた'21パートナーシッププログラム事業実施 ○ 各部署に部長名で登用率促進を要請し各部署ごとの目標数値を設定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画」策定(H13～H17) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ あきたエンパワーメントサポート事業実施(～H13) ○ 「秋田県男女共同参画推進計画」策定(H13～H22) ○ 男女共同参画地域懇話会実施(～H13) ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を木内むめ氏が受賞
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画会議設置(内閣府の設置に伴い旧審議会を改組) ○ 男女共同参画局設置 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)施行(一部はH14) ○ 育児・介護休業法一部改正 看護休暇制度の努力義務化、育休等を理由とする不利益取扱いの禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県男女共同参画センター開設(4月) ○ あきた女性未来塾実施 ○ 男女共同参画フォーラム開催(内閣府共催) ○ 「あきたF・F推進員」制度開始

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2002年 (平成14年)	○ 第2回APEC女性問題担当大臣会合 (メキシコ) 大臣共同声明の採択	○ 母子健康手帳の様式改正 地域の実情や育児・出産に対する多様なニーズに対応 ○ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言 ○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行(4月) ○ 生活環境文化部に男女共同参画課を設置 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設(7月) ○ 秋田県及び地域ハーモニー懇話会設置(～H17) ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 男女共同参画グローバル政策対話秋田会議開催(内閣府共催)
2003年 (平成15年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行(7月)、H27までの時限立法 ○ 「児童福祉法の一部を改正する法律」(7月公布、H17.4施行)、市町村の子育て支援対策の実施を明記	○ 男女共同参画シンボルマーク決定 ○ 「男女共同参画推進員」を全課所に配置(～H27) ○ 男女共同参画テーマソング決定 ○ 男女共同参画海外セミナー実施(～H17) ○ 男女共同参画教育資料「みんなイキイキ」(小学5年用)作成
2004年 (平成16年)		○ 「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(6市町村) ○ 「男女共同参画統括推進員」制度を導入(～H27) ○ 男女共同参画・子育て支援共同シンポジウム開催
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	○ 「男女共同参画基本計画(第2次)策定(H18～H22)	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(4市町村) ○ 「あきた女性チャレンジサイト」開設(～H23) ○ 秋田県男女共同参画推進計画改定、新秋田県男女共同参画推進計画策定(H18～22) ○ 「男女共同参画社会づくり表彰」創設
2006年 (平成18年)		○ 「男女雇用機会均等法」改正	○ あきた女性政経ゼミナール実施
2007年 (平成19年)		○ 「DV防止法」改正 ○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	○ 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○ 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム開催 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を中嶋喜代氏が受賞
2008年 (平成20年)		○ 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	○ 「あきた子育て応援企業表彰」創設 ○ 男女イキイキ職場知事表彰実施(5社) ○ 「女性のチャレンジ賞」をグリーンレディースにかほが受賞
2009年 (平成21年)	○ 国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される	○ 次世代育成支援対策推進法の改正(4月施行) ○ 育児・介護休業法改正(H22年度施行)	○ ふるさと秋田元気創造プラン策定(H22～H25)
2010年 (平成22年)		○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(6月) ○ 第3次男女共同参画基本計画策定(H23～H27)	○ 第3次秋田県男女共同参画推進計画策定(H23～H27)
2011年 (平成23年)	○ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」発足		○ 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行
2012年 (平成24年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○ 男女の意識と生活実態調査実施
2013年 (平成25年)		○ 「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正	○ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定(H26～H29) ○ 「女性のチャレンジ賞」を能登祐子氏が受賞
2014年 (平成26年)		○ 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月) ○ 内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」創設 ○ 「地域女性活躍推進交付金」創設	○ 「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を藤井けい子氏が受賞

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2015年 (平成27年)	○ 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会合）	○ 「女性活躍加速のための重点方針2015」決定（H27以降毎年度決定） ○ 第4次男女共同参画基本計画策定（H28～H32） ○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布、施行（9月）	○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰を（株）北都銀行が受賞 ○ 「あきた女性の活躍推進会議」設置 ○ 「地域女性活躍推進補助金」創設 ○ あきた女性の活躍推進会議キックオフイベント実施 ○ 「秋田県女性の活躍推進本部」設置 ○ あきた未来総合戦略策定（H27～H31） ○ 第4次秋田県男女共同参画推進計画策定（H28～H32） ○ 「あきた女性の活躍応援ネット」開設
2016年 (平成28年)		○ 「育児・介護休業法」改正（H29年1月施行）	○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を木山美佐子氏が受賞、「女性のチャレンジ賞」を栗山奈津子氏が受賞 ○ 「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 ○ 「日本女性会議2016秋田」開催
2017年 (平成29年)	○ G7男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催（11月） ○ 「WAW!（国際女性会議）2017」（東京）開催（11月）	○ 「育児・介護休業法」改正（10月施行）	○ あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を（社福）平鹿悠真会が受賞 ○ 第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定（H30～H33）
2018年 (平成30年)		○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行（5月）	○ 「あきた女性活躍・両立支援センター」開設（6月）
2019年 (平成31年) (令和元年)		○ 「女性活躍推進法」改正（6月）（R2年6月、R4年10月から段階的に施行）	○ 「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）を（社福）平鹿悠真会が受賞 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 第2期あきた未来総合戦略策定（R2～R6）
2020年 (令和2年)		○ 第5次男女共同参画基本計画策定（R3～R7）	○ 第5次秋田県男女共同参画推進計画策定（R3～R7）
2021年 (令和3年)		○ 「育児・介護休業法」改正（R4年4月から段階的に施行）	○ 陶山さなえ理事就任（7月）（女性活躍・男女共同参画等担当） ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を石垣一子氏が受賞 ○ 新秋田元気創造プラン策定（R4～R7）
2022年 (令和4年)	○ G20初の女性活躍担当大臣会合（イタリア）開催（8月）	○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（6月施行） ○ 女性活躍・男女共同参画の重点方針に「女性版骨太の方針」の副題追加（6月）	○ 「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」施行（4月） ○ 秋田県パートナーシップ宣誓証明制度創設（4月） ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を和賀幸雄氏が受賞

(8) 「第5次秋田県男女共同参画推進計画」における数値目標及び実績値の推移

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進													
施策の方向	No.	指標	単位	R7 目標値	H29～R7実績値							R6	R7
					H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進	1	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)	社	500	—	156	172	241	284	374			
	2	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)	社	750	287	361	454	518	559	620			
	3	建設業における女性労働者の割合	%	18.0	15.1	11.9	14.3	16.5	16.7	19.3			
	4	家族経営協定締結数	戸	943	748	770	793	813	822	835			
	5	女性の農業士認定者数	人	247	228	232	235	237	238	240			
	6	県内民間事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	%	23.0	19.7	20.7	18.6	19.3	20.7	21.1			
	7	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	16.0	5.8	6.2	8.8	10.7	14.8	17.9			
(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	8	キャリア形成支援による女性の再就職者数	人	420	429	378	370	393	374	389			
	9	保育所等の待機児童数(翌年度4月1日現在)	人	0	37	65	22	10	7	3			
	10	放課後児童クラブ待機児童数(翌年度5月1日現在)	人	0	79	63	51	51	57	R512月 判明予定			
	11	支援を通じて定着した若年女性の数(累計)	人	1,100	—	—	125	225	350	492			
	12	積極的に育児をしている父親の割合	%	80.0	62.6	64.6	65.1	69.4	69.2	70.3			
(3) 地域社会における女性の参画拡大	13	女性の消防団員数	人	465	363	383	390	415	429	467			
	14	自治会長における女性の割合	%	5.9	1.9	1.9	2.1	3.0	3.1	2.8			
推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現													
(1) 性暴力やハラスメント等の根絶	15	DV予防教育の実施高校数	校	34	28	26	28	25	32	24			
	16	ハラスメントの相談体制を整備した事業所の割合	%	参考値	—	—	—	—	62.1	66.6			
(2) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	17	乳がん検診受診率	%	50.0	45.3	17.7	17.4	15.2	14.1	R5年度末 判明予定			
	18	子宮頸がん検診受診率	%	50.0	39.5	14.1	13.8	12.8	12.1	R5年度末 判明予定			
	19	秋田県版健康経営優良法人の認定数	法人	100	—	—	32	54	68	139			
	20	こころとからだの相談室相談者数	人	243	156	141	232	300	234	284			
(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援	21	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	20.6	14.4	16.2	17.1	18.2	18.8	22.5			
	22	若者の自立支援を通じた進路決定者数(累計)	人	500	120	119	101	102	97	195			
推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化													
(1) 人権の尊重と理解促進	23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	68.0	57.7	61.2	60.3	63.0	64.3	67.5			
	24	男女共同参画意識を高める副読本の活用率	%	85.0	86.1	83.9	81.3	77.3	77.7	78.8			
	25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	93.6	93.6	93.6	92.3	93.6	92.9	92.7			
	26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	71.3	71.3	68.1	69.2	75.7	69.6	68.9			
(2) 行政分野等における率先した取組の推進	27	県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	15.0	6.8	7.1	6.4	6.0	7.9	9.7			
	28	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	13.7	15.1	15.6	16.8	17.7	20.0			
	29	市町村職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	20.0	14.3	14.9	16.9	16.4	17.9	18.8			
	30	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	33.4	34.2	34.4	34.5	33.7	32.8			
	31	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	22.6	23.3	23.6	23.7	23.9	24.8			
	32	女性の農業委員割合	%	20.0	11.5	14.1	14.5	13.7	13.7	13.8			
	33	県職員の男性育児休業取得率	%	10.0	5.4	14.6	5.3	25.4	66.7	76.4			
	34	公立学校等の男性育児休業取得率	%	13.0	2.3	6.4	3.0	5.8	6.9	14.1			
	35	市町村職員の男性育児休業取得率	%	10.0	7.7	5.1	9.0	13.4	24.0	32.7			
(3) 男女共同参画センターにおける取組の連携強化	36	男女共同参画センターの利用者の数	人	80,000	81,830	88,316	80,009	49,987	58,430	57,510			

※No.16は、目標値を設定しないで、実績値の推移により施策の進行を管理する。
 ※No.17及びNo.18は、H29とH30以降で受診率の算定方法が異なっている。
 ※No.30は、R3実績から、基準日を翌年度4月1日、職指定委員を含む、に変更している。

(9) 用語解説

あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度から養成している推進員のことです。F・Fとは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うことを表しています。

秋田県女性の活躍推進本部

県庁内の各部署が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性の活躍その他の男女共同参画に関する取組を一層推進することを目的に、平成27年10月に設置されました。

秋田県男女共同参画審議会

秋田県男女共同参画推進条例に基づき設置された知事の諮問機関であり、男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べる事ができるとされています。

秋田県版健康経営優良法人

本県の健康課題に対応した健康経営に積極的に取り組んでいると知事が認定した法人等です。
 (「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。)

あきた女性活躍・両立支援センター

企業における女性の活躍推進や従業員の仕事と育児・家庭との両立支援に関するワンストップ相談窓口です。平成30年6月1日に秋田県商工会連合会内へ開設しました。

あきた女性の活躍推進会議

女性活躍推進法第23条の規定に基づき関係機関により組織された協議会です。経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進することを目的に、平成27年5月21日に設置しました。

あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）

性暴力被害者を支援するため、専門の相談窓口として県が設置した相談センターです。電話や面接での相談のほか、医療機関等への付添いなどの支援を行います。愛称は「ほっとハートあきた」です。

一般事業主行動計画

次世代法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、100人以下の場合は努力義務となっています。

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、策定・届出の義務は301人以上の労働者を雇用する事業主に課され、300人以下の事業主については努力義務とされていましたが、法改正により、令和4年4月1日から次世代法と同様に義務の対象が101人以上の労働者を雇用する事業主に拡大されました。

オーラルフレイル

嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされています。嚙む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌が悪くなることで人や社会との関わりの減少を招いたりすることから、全体的なフレイル進行の前兆となり、深い関係性が指摘されています。

加害者更生プログラム

教育によりDV加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV被害者の安全確保と被害からの回復を図るDV被害者支援プログラムです。

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人一人の役割、就業条件・就業環境を家族みんなで話し合い、合意のもと文書により取り決めるものです。

通いの場

住民が主体となって体操やレクリエーションなどの活動を通して介護予防を行う場をいいます。

共同公募

本県が設置する審議会等の多くで、県民の皆様の視点から率直な意見を伺うために委員を公募しています。その公募委員の就任の拡大を図るため、複数の審議会等の情報を一括して提示し、募集期間をそろえて公募する共同公募をおおむね半年ごとに行っています。

県ひきこもり相談支援センター

県が開設したもので、ひきこもり状態にあるご本人やご家族などの相談を受け付けており、専任の相談員が継続的・総合的な支援を行います。

公共調達における加点評価

女性活躍推進法第24条の規定等による女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業の受注の機会の増大を図るため、総合評価落札方式又は企画競争による調達において、一般事業主行動計画の策定、関連認証の取得、被表彰歴など価格以外の要素を評価して加点する措置のことであります。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づいて市町村が設置するもので、「ネウボラ」とも呼ばれます。保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例です。

次世代育成支援対策推進法（次世代法）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に、平成17年に施行された法律です。（平成15年7月16日法律第120号）施行から10年間の時限立法でしたが、平成26年に法改正され、更に10年間延長されました。

同法により平成23年4月1日から、従業員101人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、従業員の仕事と子育ての両立に向けた「行動計画」の策定と公表が義務付けられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員100人以下の企業にも努力義務として課されています。

女性農業士

農業経営における女性の能力発揮と働きやすく住みやすい地域づくりの実践により、農業・農村の振興に貢献できる農業者のことです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に平成27年9月4日に公布、一部施行された法律で、10年間の時限立法となっています。（平成27年9月4日法律第64号）

同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務付けられました。罰則規定はなく、同様のことが当該規模未満の企業にも努力義務として課されています。

なお、令和元年の改正により、令和4年4月1日からは「行動計画」の策定と公表の義務付けの対象が、従業員101人以上の企業に拡大されました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、平成30年5月23日に公布、施行された法律です。(平成30年5月23日法律第28号)
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

性的マイノリティ

①生まれつきの身体の性、②性自認(「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。)、③性的指向(恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。)、④性表現(振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。)の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

性的マイノリティを表す言葉の一つとしてLesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとって組み合わせたLGBTが使われることもあります。

性同一性障害

心の性別と身体の性別に不一致を感じ、生活に不都合を抱えている状態についての疾患名です。

セクシュアルハラスメント

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えることです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動(いわゆるジェンダー・ハラスメント)も含まれます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含まれます。

短時間勤務制度

一日の労働時間を短縮して勤務する制度です。育児・介護休業法の改正により、平成21年に制度の導入が各事業主に義務付けられました。仕事と子育てや介護などの理由から、通常の勤務時間で働くことが難しい人たちを支える制度として、多くの人に利用されています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、公布、施行されました。(平成11年6月23日法律第78号)

男女共同参画推進月間

本県では、秋田県男女共同参画推進条例第13条で、毎年6月を男女共同参画推進月間と定め、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進することとしています。

男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

地域若者サポートステーション

厚生労働省の委託事業により設置された機関で、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

ニート

「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとった略語で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味し、就職したいが就職活動をしていない人又は就職したくない人をいいます。

ハーモニー相談室

中央男女共同参画センター内に設置する相談室で、配偶者からの暴力相談をはじめ、生き方、夫婦・親子関係、からだや性、LGBTQなど様々な問題について不安や悩みを抱えている方のために、相談員による電話相談・面接相談を実施しています。

配偶者暴力相談支援センター

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談のほか、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行う中核的な機関で、都道府県の婦人相談所などの施設がその機能を果たしています。

本県では、婦人相談所（子ども・女性・障害者相談センター）、4福祉事務所（北、山本、中央、南）及び中央男女共同参画センターの6施設が該当します。

非行防止教室

学校内外における教育活動の一環として、児童生徒にとって、その規範意識を高め、犯罪について正しく理解し、社会情勢などについて学習するとともに、集団の秩序を守りつつ、他者を思いやり、他者を傷つけず、他者からも攻撃を受けないよう、自分で自分の身を守る知識やスキルを身に付けることを学習するために行われるものです。

副読本

学校などの教育、学習機会において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会等について、学び考えるための資料です。

フレイル

高齢になって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。筋力などの身体機能の低下より先に、社会参加など他者との交流が減ったり、口の機能が衰えたりすること（オーラルフレイル）から始まります。しかし、早めに発見して適切な対応を行うことにより改善できる状態です。

フレックスタイム制度

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

プレパパ

もうすぐ父親になる人をいいます。「pre＝（以前の）＋papa」

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の支援を提供する取組のことです。放課後児童クラブ支援員は、有資格者である放課後児童クラブの職員であり、平成27年度から、保育士資格等の有資格者や実務経験一定年数以上の者で、都道府県が実施する研修を終了することが要件となっています。

マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産に当たって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、日本労働組合総連合会（連合）は、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントとして位置付けています。

リモートワーク

情報通信技術を活用し、本拠地の職場から離れた場所で仕事をする、場所にとらわれない柔軟な働き方のことで、テレワークともいいます。リモートワークによる在宅勤務は、通勤時間の有効活用などにより家事や育児等をこなしながら仕事ができ、ワーク・ライフ・バランスの向上にもつながります。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上など、企業経営でもメリットがあるとされています。

DV (Domestic Violence, ドメスティック・バイオレンス)

一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力なども含まれます。

LGBTQ (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer/Questioning)

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）にクエア（性的少数者を包摂する語）／クエスチョニング（自分の性別や性的指向を探している状態の人）の頭文字をとった造語で、性的少数者を包括的に指す総称として用いられます。

SNS (Social Networking Service)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

事業紹介

〇メディアによる情報発信事業

女性活躍推進に積極的な企業の好事例を映像コンテンツで発信

(タイトルロゴ)



※ 取組紹介映像は、あきた女性の活躍応援ネットで視聴できます。

←こちらから

<https://common3.pref.akita.lg.jp/jyousei/ladyaction>

(令和4年9月～令和5年3月 12企業紹介)

(10) DV相談窓口

ひとりで悩まないで、まずは相談してください！

■ 配偶者暴力相談支援センター

相談受付 ◎月～金 8:30～21:00 ◎土日祝日 9:00～18:00

女性ダイヤル相談 [女性相談所] TEL 018-835-9052
(又は DV相談ナビ #8008)

DVホットライン (県内限定) フリーダイヤル 0120-783-251
(なやみ・にぶんのいち)

注：年末年始 (12/29～1/3) はお休みです。

相談受付 ◎月～金 8:30～17:15

秋田県北福祉事務所 TEL 0186-52-3951

秋田県山本福祉事務所 TEL 0185-55-8020

秋田県中央福祉事務所 TEL 018-855-5175

秋田県南福祉事務所 TEL 0182-32-3294

注：祝日及び年末年始 (12/29～1/3) はお休みです。

相談受付 ◎月～土 10:00～17:00

秋田県中央男女共同参画センター TEL 018-836-7846
(ハーモニー相談室)

注：祝日及び年末年始 (12/29～1/3) はお休みです。

■ あきた性暴力被害者サポートセンター (ほっとハートあきた)

相談受付 ◎月～金 10:00～19:00

携帯電話・NTTアナログの固定電話から 全国共通無料ダイヤル #8891

NTTひかり電話から 全国共通フリーダイヤル 0120-8891-77

県外から (直通・通話料有料) TEL 018-853-7261

注：全国共通無料ダイヤル及び全国共通フリーダイヤルは、お近くのワンストップ支援センターにつながります。ただし、上記以外の時間帯は国のコールセンターにつながります。

注：祝日及び年末年始 (12/29～1/3) はお休みです。

■ 県警察本部

相談受付 ◎24時間対応 (夜間休日は、本部当直で受付)

県民安全相談センター TEL 018-864-9110 (又は #9110)

性犯罪被害相談電話 フリーダイヤル 0120-028-110 (又は #8103)

■ 秋田地方法務局

相談受付 ◎月～金 8:30～17:15

女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

注：おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局 (本局又は支局) につながります。

(11) 秋田県・市町村の男女共同参画担当連絡先

■ 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

チー ム	T E L	F A X
女性活躍・両立支援チーム	018-860-1555	018-860-3895

■ 各地域振興局総務企画部地域企画課

地 域 振 興 局	班	T E L	F A X
鹿 角	企画・十和田八幡平観光班	0186-22-0457	0186-23-5574
北 秋 田	企画・観光振興班	0186-62-1251	0186-63-0496
山 本	企画・しらかみ観光振興班	0185-55-8004	0185-55-2296
秋 田	企画・地域振興班	018-860-3313	018-860-3860
由 利	企画・鳥海まるっと観光班	0184-22-5432	0184-22-6683
仙 北	企画・観光振興班	0187-63-5114	0187-63-6369
平 鹿	地域振興班	0182-32-0594	0182-32-8349
雄 勝	企画・ゆざわおがち売込み班	0183-73-8191	0183-72-5057

■ 市町村男女共同参画担当部署一覧

市 町 村	部 局	課	班・係等	T E L	F A X
鹿 角 市	市民部	生活環境課	コミュニティ推進班	0186-30-0202	22-2042
小 坂 町		総務課	企画財政班	0186-29-3907	29-5481
大 館 市	総務部	企画調整課	企画調整係	0186-43-7027	49-1198
北 秋 田 市	市民生活部	生活課	地域推進係	0186-62-6628	62-2880
上小阿仁村		総務課	企画班	0186-77-2221	77-2227
能 代 市	企画部	市民活力推進課	地域づくり支援係	0185-89-2212	89-1770
藤 里 町		総務課	企画財政係	0185-79-2111	79-2293
三 種 町		企画政策課	企画係	0185-85-4817	85-2178
八 峰 町		総務課	行政係	0185-76-4601	76-2113
秋 田 市	市民生活部	生活総務課	女性活躍推進担当兼 絆づくり担当	018-888-5650	888-5651
男 鹿 市	総務企画部	企画政策課	企画広報班	0185-24-9122	23-2922
潟 上 市	総務部	企画政策課	企画政策班	018-853-5302	853-5211
五 城 目 町		総務課	総務係	018-852-5332	852-5399
八 郎 潟 町		総務課		018-875-5801	875-3096
井 川 町		総務課	企画調整班	018-874-4411	874-2600
大 潟 村		福祉保健課	福祉班	0185-45-2114	45-2162
由利本荘市	企画振興部	総合政策課	総合政策班	0184-24-6226	23-1322
にかほ市	市民福祉部	子育て支援課	子ども家庭支援班	0184-74-4045	74-4043
大 仙 市	企画部	総合政策課	政策調整班	0187-63-1111	63-1119
仙 北 市	企画部	まちづくり課		0187-43-3315	43-1300
美 郷 町		企画財政課	企画財政班	0187-84-4901	85-3102
横 手 市	まちづくり推進部	地域づくり支援課	男女共生係	0182-35-2158	32-4056
湯 沢 市	ふるさと未来創造部	まちづくり協働課	未来づくり推進班	0183-56-8386	73-2117
羽 後 町		企画財政課	企画調整班	0183-62-2111	62-2120
東 成 瀬 村		企画課		0182-47-3402	47-3260

事業紹介

○男女共同参画関連リソースの活用促進事業
～秋田県女性人材データベースの公開

(周知用リーフレット)

女性人材データベース

女性の力を必要としている皆さま、
ぜひ御活用ください!

秋田県女性人材データベースとは?

県内の様々な分野で活躍している女性の方々を「女性人材登録名簿」に登録し、御本人が公開することに同意された情報を「秋田県女性人材データベース」にて公開しています。
公開されている情報は、研修会や講演会等の講師や企業・団体等の役員の登用などに活用してください！
※特定の方の登用を推奨するものではありません。

このようなときに、お役立てください!

- 女性自身の意欲を高めるための研修会や講習会を開催したい
- 企業の役員、アドバイザーを依頼したい
- 県や市町村の審議会・委員会の委員を依頼したい など

主な掲載内容

- 氏名
- 専門分野
- 活動歴
- 連絡先 など

詳しくはこちらから

https://commm3.pref.akita.lg.jp/jyosei/ferreledatabank_page

秋田県女性人材データベース

問い合わせ先 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1 秋田県次世代・女性活躍支援課
TEL 018-860-1555 FAX 018-860-3895 E-mail persons@pref.akita.lg.jp

(令和4年9月公開)

編集・発行

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL : 018-860-1555 FAX : 018-860-3895
E-mail : persons@pre.akita.lg.jp



男女共同参画シンボルマーク

男女の人形（ひとがた）のシルエットが輪になって仲良く、かつ躍動感あふれる様子で回っていることにより、男女が社会の対等な構成員であることと、男女共同参画により「元気な秋田県」を目指して伸びていこうとするイメージを表現しています。

女性の活躍を応援する情報を発信！

あきた女性の活躍応援ネット

検索

こちらからも
アクセス
できます！

